

タイトル	被疑者・被告人のアイデンティティーに関する報道の在り方
著者	韓, 永學; HAN, Young-hak
引用	北海学園大学法学研究, 60(1): 1-49
発行日	2024-06-30

論 説

## 被疑者・被告人のアイデンティティーに関する報道の在り方

韓 永 學

### はじめに

報道機関がある事象を報道する際、実名報道をすべきか否かに関する論争は古く、かつ常に新しい問題である。実名報道とは、狭義には取材・報道対象者（以下、被報道者）の氏名を実名で報道することであるが、広義には被報道者の氏名の実名報道に限らず、年齢、職業、住居、容貌等その人を特定できるような情報を報道することを含む概念である。匿名報道は、実名報道の対義語である。

実名報道か匿名報道かを含む報道の在り方が最も問われるのは、犯罪報道の領域であろう。日本において、少年犯罪報道は法的規制に服するが、成人犯罪報道については特別な法的規制が存せず、被疑者・被告人について氏名等の本人を特定できる情報を報道するかどうかは、報道機関の自律に委ねられている。報道機関は、従前より、犯罪報道において、被疑者・被告人について実名報道を基本としてきた。ところが、このような実名報道の慣行に批判がないわけではない。1970・80年代以降、被疑者・被告人の人権擁護の観点から、一部から匿名報道への転換を求め主張が現れた。近年、「匿名社会化」の進展も相俟って、そのような主張がより広がっている。

こうした状況を踏まえ、本稿は、被疑者・被告人の氏名等のアイデンティティーに関する報道を中心に犯罪報道の在り方について検討することを目的とする。近年、実名報道か匿名報道かという議論は、被疑者・被告人のみならず、事件・事故の被害者にも及んでいるが、本稿ではかねてより論争的となってきた前者に焦点を当てる。

## I 被疑者・被告人のアイデンティティーに関する報道の現状

日本においては、少年法 61 条が「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と定め、推知報道を禁止している他には、実名報道を禁止する法令の規定はない。成人被疑者・被告人について、氏名等の報道をするかどうかは、報道機関の判断に委ねられているのである。では、実際に報道機関は被疑者・被告人の氏名等についてどのように報道しているのか。

### 1 日本新聞協会のスタンス

日本新聞協会は、実名報道主義を採用し、「氏名は人格の象徴です。事実の核心である「誰が」という情報は必須であり、取材の起点となるだけではなく、真実性の担保となる」として実名報道の必要性を説く<sup>1</sup>。また、報道機関の使命として、①「知る権利」への奉仕、②不正の追及と公権力の監視、③歴史の記録と社会の情報共有を挙げ、以上の使命を果たすためには、「記事に登場する人物名は実名でなければならない」としており、この「実名報道」を報道機関の最も大切な原則と位置付けている<sup>2</sup>。さらに、実名で報道する意味として、①訴求力と事実の重み、②権力不正の追及機能、③訴えたい被害者、④実名の尊厳を挙げている<sup>3</sup>。

特に、同協会は、犯罪に関する実名報道の必要性につき、①記事の客観性、正確性と読者に与える記事の説得力の確保、②犯罪に対する一般的な抑止効果、③公権力行使に対する監視機能の3つに集約できるとする<sup>4</sup>。加えて、事件・事故の被害者についても、「社会で共有すべき情報

<sup>1</sup> 日本新聞協会編集委員会『取材と報道〔改訂5版〕』（日本新聞協会、2018年）11頁。

<sup>2</sup> 日本新聞協会編集委員会『実名と報道』（日本新聞協会、2006年）1-10頁、同『実名報道——事実を伝えるために』（日本新聞協会、2016年）15-19頁。

<sup>3</sup> 同上（2006年）51-59頁、同（2016年）21-24頁。

<sup>4</sup> 日本新聞協会研究会編『新・法と新聞』（日本新聞協会、1990年）165-166頁。

被疑者・被告人のアイデンティティーに関する報道の在り方

を皆さんに伝え、記録することが、私たち報道機関の責務です。誰が被害に遭ったのかという事実は、その核心です」とし、実名報道を正当化している<sup>5</sup>。

一方、同協会は、少年法 61 条（推知報道の禁止）につき、「未成熟な少年を保護し、その将来の更生を可能にするためのものであるから、新聞協会加盟社は法の精神を實踐すべきである。罰則がつけられていないのは、報道機関の自主的規制に待とうとの趣旨によるもの」と捉え、加盟社がいっそう社会的責任を痛感し、「非行少年の氏名、写真等を報道すべきではない」としつつも、「逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合、指名手配中の容疑者捜査に協力する場合など、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については、各社の判断で例外的に氏名、写真を掲載することがある」との見解を示している<sup>6</sup>。なお、2022 年 4 月施行の改正少年法が特定少年（18 歳以上の少年）のとき犯した罪により公訴を提起された場合を同法 61 条の特例として扱い、同条を適用しないと定めた（68 条）ことに伴い、従来の「少年法第 61 条の扱いの方針」に「68 条の特例に該当する事件について、氏名、写真などの掲載は各社の判断において行う」と補記を付した（2022 年 2 月 16 日）。

## 2 報道機関の取組

戦後の日本の報道界は、自由主義・民主主義の先輩国である米国を手本にして真実の報道に心掛け、その中では実名報道が当然視されていた<sup>7</sup>。現在、終戦直後に比べ匿名報道が増えているとは言え、日本新聞協会の加盟社を含む殆どの日本の報道機関は、原則実名報道の姿勢を堅持している<sup>8</sup>。このような実名報道主義は、被疑者・被告人の氏名等の扱い方を含む犯罪報道は勿論、基本的にあらゆる領域の報道に適用されている。ここでは、主要報道機関の報道基準等における被疑者・被告人の氏

<sup>5</sup> 日本新聞協会「実名報道に関する考え方」（2022 年 3 月 10 日）。

<sup>6</sup> 日本新聞協会「少年法第 61 条の扱いの方針」（1958 年 12 月 16 日）。

<sup>7</sup> 日本新聞協会編集委員会『取材と報道〔改訂 2 版〕』（日本新聞協会、1990 年）80 頁。

<sup>8</sup> ただ、南海日日新聞社は 1986 年 11 月から全面的に犯罪報道等において匿名報道（ただし、公権力の犯罪は実名報道）を實踐しており、しんぶん赤旗も 1991 年から犯罪報道において原則匿名報道を貫いている。

名等の扱い方に関する規定を一瞥してみよう。

朝日新聞社は、「朝日新聞記者行動基準」において、「公正な報道」の細目として「実名報道の原則」を置き、次のように規定している。

◇実名報道の原則

- 1 特定の個人や法人の実名は、事実を報道するときの重要な要素であり、表記することを原則とする。この原則を堅持しつつ、個人や法人の名誉、プライバシーなどの人格権を不当に侵害することのないようにする。
- 2 実名で報道できない場合には匿名とする。架空の名前である仮名は使用しない。
- 3 事件や事故の被害者、その家族について報道する際は、報道によって想定される具体的な被害を慎重に検討し、匿名を選択することもある。事件や事故の加害者は実名を原則とする。名誉やプライバシーなどの人格権には十分配慮する。

なお、同社の『事件の取材と報道 2012』は、「事件報道は実名を原則とする」とした上で、その理由として①基本要素、②真实性の担保、③匿名による混乱防止、④権力監視を挙げつつ、「実名で報じるか匿名で報じるかは、関係者の社会的地位・立場や事件・事故の重大性と、書かれる側の被る不利益などを考慮して判断する。実名に基づく十分な取材をし、その中で得られた事実関係を踏まえたうえで、報道機関が自主的に決めるべきものだ」、「少年や刑事責任がない精神障害者らが起こした事件の場合も出てくる。司法の判断基準は尊重しつつも、社会的な意味を優先して、報道機関が独自の判断をしなければならないケースもある」とする<sup>9</sup>。

読売新聞社は、「記述原則」において、「基本姿勢」として、「新聞は、ニュースの対象とする人や組織（学校、企業、官公庁、団体など）を実名で報道するのが原則であり、匿名や仮名扱いとするのは、例外である」としている<sup>10</sup>。その上で、同原則は、犯罪報道における「加害者」、「裁

<sup>9</sup> 朝日新聞事件報道小委員会『事件の取材と報道 2012』（朝日新聞出版、2012年）15-16頁。

<sup>10</sup> 読売新聞社『新・書かれる立場 書く立場 読売新聞の「報道と人権」』（読売新聞北研 60（1・4）4

判」につき、次のように規定している<sup>11</sup>。

◇加害者

- ① 逮捕された容疑者は原則として実名で書く。指名手配されたときも同じ。いずれも実名の下に「容疑者」を付ける。ただし、容疑者の関係個所の捜索だけが先行したときは、肩書ないしは「さん」を付ける。
- ② 結果が重大な過失事件の容疑者は実名で書く。
- ③ 一般私人からの告訴・告発を記事にするときは、容疑の有無自体が不明という点に留意して書く。
- ④ 公人の業務に関する告訴・告発は、被告訴人を実名で書いた上、本人の言い分を入れる。
- ⑤ 容疑と直接関係のない参考人は原則として匿名で書く。
- ⑥ 公的人物に対する疑惑、事情聴取はなるべく実名で書く。
- ⑦ 重大事件（本件）を捜索中の捜査機関が、主として本件について取り調べる目的で、それ自体では起訴できないような軽微な容疑（別件）で容疑者を逮捕した場合は、匿名を原則とする。本件による強制捜査に移った段階で実名に切り替える。
- ⑧ ただし、別件逮捕の容疑事実それ自体が重い場合は、実名で報道する。
- ⑨ 逮捕時に実名で報道した容疑者が起訴前に釈放されたときは、実名で書き、肩書ないし「さん」を付ける。ただし、状況および本人の希望により、匿名で書くことができる。
- ⑩ 書類送検される容疑者は、容疑の内容、被害の程度、容疑者の社会的立場などを勘案して実名か匿名かを判断する。
- ⑪ 逮捕時の罪名より起訴時の罪名が軽い場合は、起訴時になるべくその旨を報道する。
- ⑫ 検察審査会で「起訴相当」「不起訴相当」とされた者が公人の場合は、実名で書く。私人の場合は、原則として、不起訴決定時の表記にならい、不起訴決定時に記事にしていなときは、状況により匿名で書くことができる。

---

聞社、1995年）287頁。

<sup>11</sup> 同上 288-290頁。

- ⑬ 不起訴処分を不服として不審判請求された公務員は、不審判決定以前は匿名、同決定以降は実名で書くのを原則とする。決定以前に当人が実名に同意したときは、実名で書く。
- ⑭ 不審判請求の請求人は、告訴の時から原則として実名で書く。

◇裁判

- ① 刑事裁判の被告人は、原則として実名で書き、下に「被告」をつける。
- ② 無罪判決の場合も、本記は右に同じ。関連記事は「さん」づけとする。
- ③ 被告人は執行猶予が付いても原則として実名で書き、情状は記事の中で明らかにする。
- ④ (a) 裁判の証人や、裁判の中で公表された人の名前は、原則として実名で報道する。(b) しかし、その人の安全、名誉、プライバシーなどの事情を考慮して、匿名とすることもある。
- ⑤ (a) 再審請求事件(刑事)では、実名の下に「元被告」をつける。(b) 再審裁判に入ったときは、①に準ずる。
- ⑥ 刑務所に服役していた者が仮出所した場合、実名の下に「さん」「氏」「〇〇元社長」など、敬称または肩書をつける。ただし、暴力団組長のような場合は「〇〇組長」「〇〇組員」とする。
- ⑦ プライバシーに深くかかわる民事訴訟は、訴えの内容に公共性がある場合でも、当事者を匿名で書くことができる。ただし、当事者が公人的立場にある者、社会的影響力のある者、知名人、法人のときはなるべく実名で書く。
- ⑧ 公務に関する事柄が争われる民事訴訟の当事者は、原則として実名で書く。弁護士の業務に関する訴訟も同じ。
- ⑨ 会長、社長、理事長など法人の責任者が民事訴訟の被告のときは、原則として実名で書く。ただし、実質的に個人の経営といえる規模の会社の経営者は、状況により匿名を選択できる。

NHKは、「放送ガイドライン」(2020改訂版)において、実名報道の原則を随所に示している。特に、同ガイドラインは、事件・事故の報道における「実名と匿名」につき、次のように規定している。

#### ◇実名と匿名

事件・事故の報道は、真相や背景に迫り国民の知る権利に応えるため、実名報道が原則である。

最近では被害者側の意向を受けて、警察当局が被害者や関係者の名前を匿名で発表するケースが増えているが、実名で報道するか匿名で報道するかは、事件や事故の内容と背景、関係者の事情などを十分に検討したうえで、NHKの責任において判断する。

共同通信社は、「記者活動の指針」において、「記事の正確性・記録性を保ち事実関係の検証を可能にするため、実名報道を原則とする。状況によって匿名を選択する」と規定している。また、「記者ハンドブック」においても、「国民の知る権利に応えるためニュースは実名で報道するのが原則。しかし法律の規定がある場合や、書かれる人の名誉やプライバシーを傷つける恐れのある場合は例外的に匿名とする」とし、名前を伏せる場合として、①「未成年者の犯行、非行」、②「精神障害者と家族の住所、氏名（重症のそううつ病も含む）」、③「女性暴行の被害者」等を挙げている<sup>12</sup>。その上で、同ハンドブックは、「事件、事故報道の呼称」につき、次のように規定している<sup>13</sup>。

#### ◇事件、事故報道の呼称

報道は実名を原則とし、被疑者の氏名の後に「容疑者」の呼称を付ける。被疑者の法的立場を明確にするのが目的で、凶悪犯、現行犯についてもこの原則を適用する。犯罪の態様によっては「肩書」「敬称（さん・氏）」も併用する。

- 1 逮捕段階から起訴時点まで各記事の初出時は、氏名の後に「容疑者」を付ける。ただし、事件の内容などによって初出後は「肩書」の併用も可。

〔注〕犯罪被疑者（別の事件・事故の被告を含む）に逮捕状が出てから指名手配、逮捕、送検までは「容疑者」。しかし軽微な事件・事故、表現の自由に関わる事件、労働・公安事件などで摘発に政治的色彩

<sup>12</sup> 一般社団法人共同通信社編『記者ハンドブック〔第14版〕』（共同通信社、2022年）564-565頁。

<sup>13</sup> 同上 566頁。

の濃い場合などは各段階で「肩書」「敬称（さん・氏）」を使う。匿名で報道することもある。

- 2 未成年者についても前記の原則を適用する。
- 3 実名を出す場合の任意調べ、書類送検、略式起訴、起訴猶予、不起訴処分は「肩書」または「敬称（さん・氏）」を原則とする。
- 4 起訴後から、公判段階は「被告」とする。「肩書」も使う。  
〔注〕起訴本記は、通常「△△の罪で〇〇容疑者を起訴した。〇〇被告は……」とする。起訴当日、同一人物の呼称は、雑観、サイドで「容疑者」「肩書」「被告」が混在する。
- 5 有罪確定後も呼び捨てはせず「受刑者」「死刑囚」「元被告」などを付ける。
- 6 無罪確定、刑期満了後は敬称を付ける。死刑執行後は「元死刑囚」とする。
- 7 再審開始の決定が出た場合は「元被告」とする。
- 8 再審公判中は「被告」とする。
- 9 時効成立の場合は「敬称」「肩書」を付ける。
- 10 外国での事件・事故の被疑者も呼び捨てとはせず、前記の基準適用を原則とする。ただし、政治犯などは当該国・地域の事情なども加味して判断する。

以上、主要報道機関の報道基準等は、細部において多少の違いはあるものの、全て原則実名報道の方針を示している。このような実名報道主義の下、各報道機関は犯罪報道において、被疑者・被告人について基本的に実名報道を実践している。すなわち、周知の通り、報道機関は、一般に成人被疑者・被告人については、氏名、年齢、職業、住居、犯罪の嫌疑等を明示して犯罪報道を行っている。ただし、刑事責任能力が無いと判断される被疑者・被告人については、実名報道を控える傾向もある（ただ、重大事件の場合、実名報道を貫くこともある）。

一方、少年犯罪の加害者については、前述の日本新聞協会の見解に則り、各社は原則匿名報道、少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については、各社の判断で例外実名報道を行っている。なお、起訴された特定少年については、各社が自主的に判断して実名または匿名で報じている<sup>14</sup>。

## II 被疑者・被告人の実名報道に関する判例・学説

日本の報道機関は、前述の如く、犯罪報道を含むあらゆる領域の報道において実名報道を原則としている。被疑者・被告人の実名報道は、社会的意義がある一方、必然的に当該個人の名誉権、プライバシー権等の人格権の侵害をはじめとする何らかの報道被害を及ぼし得ることから、それについては賛否両論が存するところである。以下、被疑者・被告人の実名報道の是非をめぐる判例と学説について検討する。

### 1 判例・裁判例

被疑者・被告人の実名報道に関する判例・裁判例は、一定の蓄積がある。ここでは、業務上過失致死事件の被疑者が書類送検の事実を新聞において実名を敬称なしで掲載されたことにつき名誉毀損による損害賠償を求めた事案（ゴミ収集車事件）、傷害致死罪で実刑判決を受けた者が前科等にかかわる事実を著作物で実名を使用して公表されたことにつきプライバシー侵害による損害賠償を求めた事案（ノンフィクション「逆転」事件）、沖縄県青少年保護育成条例違反被疑事件により逮捕・勾留された中学校教諭が逮捕の事実をテレビ局において実名報道されたことにつき名誉毀損、プライバシー侵害による損害賠償を求めた事案（教諭青少年保護育成条例違反事件）、マニラ保険金殺人事件により有罪判決を受けその刑の執行を終えた者が前科等にかかわる事実をウェブサイトにおいて実名を挙げて掲載されたことにつきプライバシー侵害による損害賠償を求めた事案（マニラ保険金殺人事件）、偽造有印私文書行使罪で逮捕された者が逮捕の事実等を新聞において実名報道されたことにつき名誉毀損、プライバシー侵害等による損害賠償を求めた事案（偽造有印私文書行使罪逮捕事件）、恐喝未遂嫌疑で逮捕され脅迫罪で略式命令を受けた者が逮捕の事実を新聞において実名報道されたことにつきプライバシー侵害による損害賠償を求めた事案（恐喝未遂逮捕事件）、建造物侵入の被疑事実により逮捕された者が逮捕の事実をツイッターにおいてツイートされたことにつき人格権に基づき同ツイートの削除を求めた事案（投稿

<sup>14</sup> 例えば、日本新聞協会〈新聞協会報〉（2022年4月26日号）によると、2022年4月、特定少年制度の導入後初めて起訴された特定少年（甲府市殺人放火事件）について、多くの報道機関は実名を記したが、一部は匿名とした。

記事削除事件)、強要罪で逮捕された新聞記者の妻が仮名を用いて個人的属性(勤務先、年齢、出身地、出身大学、職歴、容姿・容貌及び夫との私生活上のエピソード)を週刊誌において掲載されたことにつきプライバシー侵害による損害賠償を求めた事案(新聞記者逮捕事件)、犯行時少年であった者が実名、顔写真等により本人であることが特定される内容の記事を月刊誌において掲載されたことにつきプライバシー侵害、名誉毀損等による損害賠償を求めた事案(堺通り魔殺人事件)、犯行時少年であった者が犯行態様、経歴等を記載した記事を実名類似の仮名を用いて週刊誌において掲載されたことにつき名誉毀損、プライバシー侵害による損害賠償を求めた事案(長良川リンチ殺人事件)の各判決を取り上げ、被疑者・被告人の実名報道に関する裁判所の基本的な考え方を確認しつつ、名誉毀損、プライバシー侵害を中心に、被疑者・被告人の実名報道による不法行為の成否判断について分析する。

### 1) 基本的な考え方

第1に、犯罪報道において関係当事者を実名で報じることが等しい、諸事情を考慮して総合的に判断すべき事柄であるという認識を示している。ゴミ収集車事件第1審判決は、「犯罪報道にあたり、関係当事者の実名をあげるかどうか、またその者に敬称を付するかどうかということは、その犯罪の内容、被害者や市民の感情及びそのときの社会通念等を十分に考慮したうえ総合的に判断すべき事柄である」とした<sup>15</sup>。

第2に、被疑者・被告人の実名報道は、それ自体、直ちに違法な行為(不法行為)となるものではないことを明言している。ゴミ収集車事件第1審判決は、「捜査機関が公表した犯罪につき、その被疑事実が真実と認められ、かつ、これを正確に報道していることに加え、原告の右被疑事実の内容等を併せ考えると、被告新聞社らがこれまでの慣行どおり実名でかつ敬称を外して報道したからといって直ちにこれが違法な行為ということとはできない」とし<sup>16</sup>、堺通り魔殺人事件控訴審判決は、「みだりに実名を公開されない人格の利益が法的保護に値する利益として認められるのは、その報道の対象となる当該個人について、社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られるのであって、そうでない限り、

<sup>15</sup> 津地判1988・7・21判時1300号108頁。

<sup>16</sup> 同上。

実名報道は違法性のない行為として認容される」とし<sup>17</sup>、偽造有印私文書行使罪逮捕事件控訴審判決は、「犯罪報道における実名報道は、それ自体、直ちに不法行為となるものではないが、……報道機関においても実名報道をする場合には、その内容の正確性について十分に慎重な吟味をすることが求められている」とした<sup>18</sup>。

以上によると、実名犯罪報道は、事実の真实性、報道の正確性、被疑事実の重大性等に欠ける場合や、被疑者・被告人の社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限り、社会的に許容されず、違法な行為となり得る。

第3に、犯罪主体の実名報道の弊害を指摘し、犯罪報道の在り方については今後議論の余地があるとしながらも、犯罪報道における被疑者の特定を、犯罪ニュースの基本的要素であり、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事と位置付け、被疑者の実名報道の社会的意義を積極的に評価している。要するに、裁判所は、被疑者・被告人の報道の在り方について、当該個人の社会生活上特別保護されるべき事情がない限り、実名報道を許容する傾向にある。

ゴミ収集車事件控訴審判決は、「一般に犯罪報道については、書かれる方特に犯罪主体とされる側からすると、匿名又は仮名でなされることが望ましいことは言うまでもないが、現在においても社会一般の意識からみて右報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事である」とし<sup>19</sup>、教諭青少年保護育成条例違反事件第1審判決は、「被疑者の実名報道は、匿名での報道と比較して、被疑者の名誉を著しく毀損し、その社会的評価を格段に低下させるものであり、また事後的に無実であることが判明したとしても、その名誉を回復することは、真犯人が判明したことが広く報道されたような場合を除いて、極めて困難である」、「実名報道が当該犯罪と無関係の被疑者の家族らの生活にも重大な支障を生じさせかねないものであることや、刑事裁判における無罪の推定原則からも、その当否については、かねて議論の存するところである」としながらも、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された

<sup>17</sup> 大阪高判 2000・2・29 判時 1710 号 121 頁。

<sup>18</sup> 東京高判 2016・3・9 判例集未登載。

<sup>19</sup> 名古屋高判 1990・12・13 判時 1381 号 51 頁。

者について、実名報道を禁止する旨の少年法 61 条の規定があるほかには、実名報道を禁止する法令の規定はない、「比較的軽微な犯罪については、被疑者の氏名を匿名とした報道がされることが増加しているが、公務員、とりわけ公立学校の教諭の生徒に対する破廉恥罪については、実名報道がされることも決して少なくない」とした上で、「公立中学校の教諭について実名報道をすることは、社会的に許容されているものと解される」とし<sup>20</sup>、偽造有印私文書行使罪逮捕事件第 1 審判決は、「犯罪報道については、被疑者の名誉の保護の観点を重視すれば、被疑者を特定しない形で報道されることが望ましいことはいうまでもなく、また、……専門家等から、新聞報道によって氏名等を公表された被疑者が自殺、解雇又は退職、離婚又は別居、嫌がらせなどの被害に遭っている実態が指摘され、犯罪報道のあり方に関し、被疑者を匿名とする犯罪報道が進んでいる諸外国の取組が紹介された上で、日本においても実名報道の原則を見直すべきであるとの議論がされていることが認められ、犯罪報道のあり方については今後議論の余地がある」としながらも、「現時点においては、犯罪報道における被疑者の特定は、その基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であるというのが社会通念であり、犯行の日時、場所、被疑者等を特定することによって報道内容の真実性が担保され、捜査機関の捜査が適正に行われているか、恣意的な情報操作がないかを監視し、周辺地域内での無用な犯人探し等を防止する役割を果たす側面があることは、なお否定し難い」、「本件逮捕に係る被疑事実は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねないものであって、決して軽微な事件とはいえず、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、社会に対して注意を喚起し、同種事案の再発を防止するという観点からも、被疑者の氏名を公表する社会的意義は大きい」とした<sup>21</sup>。

また、少年犯罪報道についても、堺通り魔殺人事件控訴審判決は、「社会一般の意識としては、……被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情等からみて、実名報道が許容されることはあり得ることで

<sup>20</sup> 那覇地判 2008・3・4 判時 2035 号 51 頁。

<sup>21</sup> 東京地判 2015・9・30 判例集未登載。

あり、これを一義的に定めることはできないが、少なくとも、凶悪重大な事件において、現行犯逮捕されたような場合には、実名報道も正当として是認される」とした<sup>22</sup>。

## 2) 不法行為の成否判断

裁判所は、被疑者・被告人の実名報道による名誉毀損、プライバシー侵害等の不法行為の成否について、人格権と表現の自由との調整の観点から、既存の不法行為の成否判断の大枠に沿って当該実名報道の行為が違法性があるか否かで判断している。すなわち、裁判所は、被疑者・被告人の実名報道が、当該個人の社会的評価を低下させ、プライバシーを侵害するものとしても、直ちに不法行為の成立を認めるわけではなく、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断する。少年犯罪の加害者の実名報道による不法行為の成否の判断においても、少年法 61 条を少年犯罪の加害者に実名で報道されない権利を付与した規定と見做さず、上記のような判断枠組を適用している。総じて、被疑者・被告人の実名報道による不法行為の成否は、人格権（名誉権、プライバシー権等）と表現の自由（報道の自由、知る権利等）の調整の観点から判断されている。

### (1) 成人被疑者・被告人の実名報道

#### ① 名誉毀損の成否

ゴミ収集車事件第 1 審判決は、「犯罪報道にあたり、関係当事者の実名をあげるかどうか、またその者に敬称を付するかどうかということは、その犯罪の内容、被害者や市民の感情及びそのときの社会通念等を十分に考慮したうえ総合的に判断すべき事柄であるところ、捜査機関が公表した犯罪につき、その被疑事実が真実と認められ、かつ、これを正確に報道していることに加え、原告の右被疑事実の内容等を併せ考えると、被告新聞社らがこれまでの慣行どおり実名でかつ敬称を外して報道したからといって直ちにこれが違法な行為ということとはできない」とし<sup>23</sup>、被疑事実の真実性、報道の正確性、被疑事実の重大性等に鑑み、被疑者の実名報道等を是認した。続いて、同事件控訴審判決は、実名報道につ

<sup>22</sup> 前掲注 17。

<sup>23</sup> 前掲注 15。

いて、「被疑者を実名にするかどうかを含めてその特定の方法、程度の問題は、一義的には決められず、結局は犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質（公人たる性格を有しているか）、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較考量し、かつ、人権の尊重と報道の自由ないし知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定していくほかない」とし、比較衡量の要素と方法を示した上で、「本件記事が報道された昭和59年4月当時、犯罪報道は実名報道を原則とし、本人に対する強制捜査、とくに逮捕後は本人の実名を挙げて報道するのが通例であって、このことはマスコミ各社報道基準集からみても明らかである」、「控訴人は、なるほど逮捕はされていなかったが、右各報道当時、第1次捜査機関の被疑事実は証拠によって固められ、検察官にその被疑事実を以て送致されたこと、右被疑事実による被害は死者2名で、塵芥収集車による特異かつ重大な事故であること……、被害者側の心情、社会一般の市民レベルの意識、感情からみて、軽微事件とは扱いきれないと解せられること、他方記事の扱いは、いずれも一段の写真なしのベタ組みの地味な扱いで、見出しも客観的な「社長送検」（朝日、中部読売）あるいは「会社役員送検」（毎日）であること、記事内容も送致事実の範囲に止まり、導入部には控訴人の氏名の上に肩書として「三陸」社長（朝日）、「会社役員」（毎日）、「会社社長」（中部読売）がいずれも冠されていること……から、以上の各事実を総合すれば、実名による各社の本件報道は、当時の報道の実情、本件報道の態様、被疑事実の程度、態様、控訴人の責任ある社会的地位、被害者側の心情、社会感情等からみて、控訴人にとって名誉なものでなかったことは分かるが、これのみで直ちに違法なものとするのは困難である」としたことに続き、呼び捨て報道について、「記事中で「品野隆史は」と1回（朝日）、「品野は」と1回（毎日）、「品野が」、「品野は」と合計2回（中部読売）控訴人名下に社長、役員等の肩書を付さなかったことにつき、被控訴人ら3名は慣行であると反論している。しかしながら昭和59年4月21日に発行された中日新聞〈証拠〉は、記事中で「品野社長に」と氏名の下に肩書を入れている扱いをしていることが明らかであり、また、被疑者の呼び捨ての慣行が報道上の慣行として当時あったことを認めうる証拠はない。しかし、同時に被疑者に常に敬称、呼称をつける慣行があったことを認めうる証拠ももとよりない」、「従って一般的な基準に従い、控訴人の地位、職業、犯罪の性質、内容、被害者の心情や市民感情、記事中の扱い、記述の態度、

報道による世論喚起、再発防止等の目的等一切の事情を考慮して名誉毀損の成否を判断すべきところ、……被害者は3名でいずれも死亡し、市民感情は無視できないものであること、記事の導入部では氏名の上に社長、会社役員の肩書をつけ、文中で社長を外したにすぎないこと、記事の扱いも客観的に送検の被疑事実を記述しているに止めていることのほか、[原審証人らの証言は] いずれも被害者の心情、市民感情を無視できないとしていること、そして昭和59年当時の一般的社会通念として右のことを十分是認し得ること、前記説示のように敬称、呼称を付する慣行ないし基準も当時存在していたとは認められないこと等以上を総合、勘案するとき、右の報道に違法性があつたとみることは到底できない」と判示した<sup>24</sup>。

教諭青少年保護育成条例違反事件第1審判決は、実名報道をしたことの違法性について、「公立中学校の教諭について実名報道をすることは、社会的に許容されているものと解される」、「本件被疑事実は、公立中学校の教諭である原告が指導を受ける立場にある女子中学生に対し、みだらな性行為をしたというものであるから、被告らが原告が逮捕されたことを実名報道したことは、社会的に許容されるものであり、違法性を欠く」としており、違法性阻却事由の有無について、「本件各報道は、原告の名誉を毀損するものである」としながらも、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される」とした「署名狂やら殺人前科」事件最高裁判決を引用し、「本件各報道が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることであつたことは、当事者間に争いがなく、「本件被疑事实在真実であることの証明がされたか否かについて判断するまでもなく、被告らには本件被疑事实在真実と信ずるについて相当の理由があり、その故意又は過失は否定されるから、不法行為は成立しない」と判示した<sup>25</sup>。続いて、同事件控訴審判決も、原判決を引用し、「本件各報道は、控訴人の社会的評価を低下させるものであり、

<sup>24</sup> 前掲注19。

<sup>25</sup> 前掲注20。

その名誉を毀損するものであると判断する」としながらも、「本件被疑事実は公共の利害に関する事実に係り、本件各報道はその目的が専ら公益を図ることにあって、被控訴人らが本件被疑事実を真実と信ずるについて相当の理由があるから、被控訴人らには故意又は過失がなく、不法行為は成立しない」と判示した<sup>26</sup>。

偽造有印私文書行使罪逮捕事件第1審判決は、名誉毀損性について、「人の社会的評価を低下させる事実の摘示は、人の名誉を毀損するというべきところ、ある記事による事実の摘示が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し判断すべき」という判断枠組を示した上で、本件新聞記事 a、b、c の摘示事実のうち、一部については原告の社会的評価を低下させるものと認めており、違法性阻却事由の有無について、「署名狂やら殺人前科」事件最高裁判決を引用し、「公訴提起前の刑事事件については、原則的には、捜査、訴追が適正に行われているかを監視し、事件の背景事情を探求し、再発を防止するという観点から、公共の利害に関するものと考えられるところ（刑法 230 条の 2 第 2 項参照）、原告の主張する表現の自由の民主主義的な意義に関する問題、国民の間で広く議論されるべき問題に関する事実でなければ、公共の利害に関する事実として認められないとするのは、狭きに失し、適切でない」、「本件逮捕に係る被疑事実は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねないものであって、決して軽微な事件とはいえ、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、社会に対して注意を喚起し、同種事案の再発を防止するという観点からも、被疑者の氏名を公表する社会的意義は大きい」ことから、「本件各記事の摘示事実のうち、被疑者の氏名も、公共の利害に関する事実に含まれるというべきであり、その報道は専ら公益を図る目的に行われたものということが出来る」とし、公共性と公益目的性があると認定した上で、本件新聞記事 a、c については真实性・真実相当性を認め、不法行為が成立しないとする一方、本件新聞記事 b については真实性・真実相当性を否定して、不法行為が成立するとした<sup>27</sup>。続いて、同事件控訴審判決も、原判決を支持しつつ、「犯罪報道における実名報道

<sup>26</sup> 福岡高判 2008・10・28 判時 2035 号 48 頁。

<sup>27</sup> 前掲注 21。

は、それ自体、直ちに不法行為となるものではないが、……報道機関においても実名報道をする場合には、その内容の正確性について十分に慎重な吟味をすることが求められているというべきであるところ、……本件b新聞記事の取材過程を見る限り、このような慎重な吟味をした形跡はうかがえないのであり、この点は、控訴人の精神的苦痛をより一層大きなものにしてしていると評価することができる」と敷衍して説示した<sup>28</sup>。

## ②プライバシー侵害の成否

ノンフィクション「逆転」事件上告審判決は、「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」として、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由の優劣を比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するという個別的比較衡量 (ad hoc balancing) 論を採用し、「本件著作が刊行された当時、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたところ、本件著作において、上告人が被上告人の実名を使用して右の事実を公表したことを正当とするまでの理由はないといわなければならない。そして、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用すれば、その前科にかかわる事実を公表する結果になることは必至であって、実名使用の是非を上告人が判断し得なかったものとは解されないから、上告人は、被上告人に対する不法行為責任を免れない」と判示した<sup>29</sup>。

教諭青少年保護育成条例違反事件控訴審判決は、「逮捕された事実についてみだりに実名を公表されないことは、プライバシーとして法的保

<sup>28</sup> 前掲注18。

<sup>29</sup> 最判1994・2・8民集第48巻2号149頁。

護を受けると解される」とした上で、「プライバシーの侵害によって不法行為が成立するか否かについては、実名を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解される」としたノンフィクション「逆転」事件最高裁判決を引用し、「実名を公表されない法的利益に関しては、①控訴人は、病気のため休職中ではあったものの、中学校教員として社会生活を営んでいたこと、②本件各報道は、沖縄県全域を対象に行われていること、③本件各報道は、一般の視聴者に対し、控訴人が逮捕されたということにとどまらず、控訴人が本件被疑事実である本件条例違反の罪を犯したとの印象を与えかねないものであること、④したがって、逮捕された事実が実名で報道された場合には、控訴人が、事後的にその名誉を回復することは、實際上、極めて困難であること、⑤実名報道がされた場合には、その影響が本件被疑事実とは無関係な控訴人の家族らの生活にも及ぶこと、などの点を考慮する必要がある。そして、これらの事情から判断する限り、控訴人は、本件被疑事実により逮捕されたことが実名で報道されると、職場への復帰が事実上困難になるなど、社会生活上、重大な影響を被ることになるから、実名報道より、匿名報道の方が相当であるといえる」ことに対し、「実名を公表する理由に関しては、①刑事事件については、手続を密室化しないという社会的要請があること（刑事事件については、非公開を原則とする少年事件に関する少年法61条のような規定は設けられておらず、同規定の反対解釈からしても、一定の範囲で実名による報道が許容されているといえる。）、②控訴人は中学校教員であるところ、学校教育及び教員に関しては、……青少年を教育指導する立場にある者として、その身分が尊重されること等の反面、一般の公務員より一層高い倫理性が要求されており、これを保持すべき責務を負っていること、③このような教員としての特殊性からすれば、中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたということ（本件条例違反）は、仮にこれが事実であるとすれば、ある意味で、最も教員としての責務に反する行為であるとの評価も成り立ち得る性質の犯罪であること、④本件被疑事実により教員が逮捕されたということは、公共の利害に関する事実に係るものであって、一般に社会的な関心が高い事実であること、⑤報道機関は、公共の利害に関する事実については、国民の知る権利にこたえるためにも、これを正確に報道することが求められているところ、報道の正確性・客観性を期するためには、匿名報道ではなく、被疑者の

氏名を特定した実名報道の方が適当であること、などの点を考慮する必要がある。そして、これらの事情からすれば、本件被疑事実により控訴人が逮捕されたことを実名で報道すべき必要性も、十分に肯認することができる」とし、実名を公表されない法的利益と実名を公表する理由に関する諸事情を挙げた上で、「以上の事情を総合して比較検討すると、一方において、実名で報道されることにより控訴人が被る不利益は大きく、実名を公表されない法的利益も十分に考慮する必要があるけれども、他方において、特に、青少年を教育指導すべき立場にある中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたという本件被疑事実の内容からすれば、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高いといわなければならない、実名を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越していると認めることはできない」と判示した<sup>30</sup>。

マニラ保険金殺人事件第1審判決は、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決の判断枠組を踏襲し、「本件記事の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性の有無及び程度、上記事実を公表されない法的利益が本件記事における上記意義及び必要性に優越するといえるか等について検討」した結果、「本件記事における原告のような者の前科等にかかわる事実について、その者はこれをみだりに公表されないことにつき法的保護に値する利益を有するのであるから、実名の使用にはそれが上記利益を上回るような具体的な必要性があることが要求される」が、「被告は、……実名の使用につき上記利益を上回るような必要性について何らの具体的な主張をしていない」こと等から、「被告には原告の実名を使用してその前科等にかかわる事実を公表することについて合理的な理由があるとはいえず、したがって、本件記事について、原告の前科等にかかわる事実を公表されない法的利益がこれを公表する利益に優越するといえるから、原告は、被告に対し、不法行為を理由としてその公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」と判示した<sup>31</sup>。

偽造有印私文書行使罪逮捕事件第1審判決は、「新聞に掲載された当時の原告の社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって原告のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と原告が被

<sup>30</sup> 前掲注26。

<sup>31</sup> 東京地判2009・9・11判例集未登載。

る具体的被害の程度、記事の目的や意義、当該記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」として個別的比較衡量論を採用した上で、「犯罪報道のあり方に関し、日本においても実名報道の原則を見直すべきであるとの議論がされてはいるものの、なお現在においても、犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であり、被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報とともに、逮捕された事実を報道することは、報道内容の真実性や正確性の担保のために一般的に必要であり、これによって報道内容の真実性を担保することで、捜査機関の捜査が適正にされているかや、恣意的な情報操作がないかなどを監視し、また、周辺地域内での無用な犯人捜し等を防止する役割を果たす側面があることを否定することはできない。そうすると、原告のプライバシーに属する事実を公表する必要性は決して小さいとはいえない」ことから、「事件の基本的な要素である被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報とともに、逮捕された事実を報道した本件各記事は、これを報じる意義、必要性が、これらのプライバシーに係る情報を公表されない法的利益に優先するから、本件各記事について、プライバシー侵害を理由とする不法行為は成立しない」と判示した<sup>32</sup>。続いて、同事件控訴審判決も、「本件逮捕の被疑事実が、決して軽微な事件とはいえ、これを報道する社会的意義も大きいと認められる以上、控訴人が逮捕された被疑者の段階にあり、一般の私人であることを考慮しても、控訴人の氏名を含めて犯罪の報道をすることが公共の利害に関する事実の報道に当たらないとすることはできず、「本件各記事についての具体的事情の下でプライバシー侵害による不法行為も成立しない」とし、原判決を支持した<sup>33</sup>。

恐喝未遂逮捕事件第1審判決は、「一般に、逮捕の事実、他人に知られたくない情報であるから、本件記事は、原告のプライバシー権として保護される余地がある情報を含むものである」が、「逮捕の事実の報道は、社会的関心事であり、国民の知る権利にも資するものである」ところ、「[原告の] 行為態様の悪質さに加え、未遂であるとはいえ、恐喝罪は軽

<sup>32</sup> 前掲注21。

<sup>33</sup> 前掲注18。

微な犯罪とはいえないこと」等から、「報道の必要性があったと認められる（なお、原告は、報道した新聞社が2社しかなかったことから、報道の必要性を問題にするが、編集方針に基づき、どのような記事を掲載するかは編集権の問題であり、本件の報道が他社でされていなかったことをもって、報道の必要性がなかったとはいえない。）」、「本件の態様等からすると、原告が公人かそうでないかは重要な問題とはならない」、「本件記事では原告が犯罪行為をしたとしているわけではなく、逮捕された事実を記載しているのであるから、上記の報道の必要性等からすると、実名報道も許される」としつつ、「本件記事は、逮捕の事実関係を述べているのみであって、特に意見等が付されているものではない上、原告が否認していることも記載されているから、公平性に問題があるとはいえない」と判示した<sup>34</sup>。

投稿記事削除事件控訴審判決は、プライバシーに属する事実を含む投稿記事を、ツイッター上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、「当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、当該投稿記事の目的や意義、当該投稿記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、当該投稿記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と各投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき」であり、「ツイッター上の投稿記事の削除を求めることができるのは、比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られる」として個別的比較衡量論を採用し、本件逮捕の事実を公表されない法的利益と各投稿記事の公表が続けられる理由に関する諸事情を比較衡量した結果、「本件各投稿記事を一般の閲覧に供する諸事情よりも本件逮捕の事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」ことから、「本件各投稿記事の削除請求は理由がない」と判示した<sup>35</sup>。ところが、同事件上告審判決は、人格権に基づき、ツイートの削除を求めることができるか否かは、「本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度、上告人の社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがさ

<sup>34</sup> 東京地判 2016・8・4 判例集未掲載。

<sup>35</sup> 東京高判 2020・6・29 判時 2462 号 14 頁。

れた時の社会的状況とその後の変化など、上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができる」として同じく個別的比較衡量論を採用し、「本件事実は、他人にみだりに知られたくない上告人のプライバシーに属する事実である。他方で、本件事実は、不特定多数の者が利用する場所において行われた軽微とはいえない犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であったといえる」が、「上告人の逮捕から原審の口頭弁論終結時まで約8年が経過し、上告人が受けた刑の言渡しはその効力を失っており……、本件各ツイートに転載された報道記事も既に削除されていることなどからすれば、本件事実の公共の利害との関わりは小さくなってきている」、「本件各ツイートは、上告人の逮捕当日にされたものであり、140文字という字数制限の下で、上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したものであって、ツイッターの利用者に対して本件事実を速報することを目的としてされたものとうかがわれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものであるとは認め難い」、「上告人の氏名を条件としてツイートを検索すると検索結果として本件各ツイートが表示されるのであるから、本件事実を知らない上告人と面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない」、「上告人は、……公的立場にある者ではない」等の諸事情に照らすと、「上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認めるのが相当である。したがって、上告人は、被上告人に対し、本件各ツイートの削除を求めることができる」と判示した<sup>36</sup>。

一方、被疑者の家族について仮名を用いた個人的属性を報道したこと  
のプライバシー侵害の成否が問われた新聞記者逮捕事件第1審判決は、  
「一般に、犯罪事実の報道が公共の利害に関するものとされる理由は、犯  
罪行為ないしその容疑があったことを一般公衆に覚知させて、社会的見  
地からの警告、予防、抑制的效果を果たさせるにあると考えられるから、  
犯罪事実に関連する事項であっても無制限に摘示・報道することが許容

<sup>36</sup> 最判 2022・6・24民集 76巻5号 1170頁。

されるものではなく、摘示が許容される事実の範囲は犯罪事実及びこれと密接に関連する事実に限られる」、「犯罪事実に関連して被疑者の家族に関する事実を摘示・報道することが許容されるのも、当該事実が犯罪事実自体を特定するために必要である場合又は犯罪行為の動機・原因を解明するために特に必要である場合など、犯罪事実及びこれと密接に関連する場合に限られるものと解するのが相当であり、犯罪事実に関する社会公共の関心と本来犯罪行為と直接関係がない被疑者の家族のプライバシーの調整は、右の限度において図られるのが相当である」とし、犯罪報道における事実摘示の許容範囲及び被疑者の家族に関する事実摘示の許容範囲を設定した上で、本件の場合、「[新聞]記者とその妻との関係を明らかにすることが事件の原因を探るうえで不可欠であるとしても、妻である原告の勤務先、学歴、職歴、年齢等を具体的に特定して報道することまでが[当該]記者の被疑事実に関連する事柄として必要であったとは到底認められない」から、「本件記事及び本件広告の表現内容・表現方法の適否等に立ち入って検討するまでもなく、本件のプライバシー権侵害の違法性が却却されるとの被告の主張は失当であり、本件記事及び本件広告は、原告のプライバシー権を違法に侵害する」と判示した<sup>37</sup>。

## (2) 少年犯罪加害者の実名報道

堺通り魔殺人事件控訴審判決は、「人格権には、社会生活を営む上において自己に不利益な事実に関し、みだりに実名を公開されない人格的利益も含まれているといえることができる。しかし、プライバシー権等の侵害、特に人に知られたくない私生活上の事情や情報の公開については、実名報道ないしそれに類する報道を前提としているから、人格権ないしプライバシーの侵害とは別に、みだりに実名を公開されない人格的利益が法的保護に値する利益として認められるのは、その報道の対象となる当該個人について、社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られるのであって、そうでない限り、実名報道は違法性のない行為として認容されるというべきである」、「少年法 61 条は、少年の健全育成を図るといふ少年法の目的を達成するという公益目的と少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的配慮に根拠を置

<sup>37</sup> 東京地判 1995・4・14 判時 1547 号 88 頁。

く規定であると解すべきである」から、「少年法 61 条が、新聞紙その他の出版物の発行者に対して実名報道等を禁じていることによって、その報道の対象となる当該少年については社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に当たることになるといえるにしても、そもそも同条は、右のとおり公益目的や刑事政策的配慮に根拠を置く規定なのであるから、同条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与していると解することはできないし、仮に実名で報道されない権利を付与しているものと解する余地があるとしても、少年法がその違反者に対して何らの罰則も規定していないことにもかんがみると、表現の自由との関係において、同条が当然に優先するものと解することもできない」、「表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整においては、少年法 61 条の存在を尊重しつつも、なお、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならない」とした上で、本件におけるプライバシー権侵害の有無について、「本件記事は、[極めて凶悪重大な罪を犯した少年に対する実名報道という]表現行為が社会の正当な関心事であり、その表現内容・方法も不当なものとはいえないから、被控訴人に対する権利侵害とはならない」としており、名誉権侵害の有無について、「本件記事は、社会の正当な関心事であり、本件記事の内容は真実であると認められるから、右表現行為に違法性はない」と判示した<sup>38</sup>。同判決は、①みだりに実名を公開されない人格的利益をプライバシーとは別個に、人格権から派生する人格的利益として捉えつつ、それが法的保護に値する利益として認められるのは、その報道の対象となる当該個人について、社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限られること、②少年法 61 条を「少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利」を付与したものと認めず、同条に違反した記事が報道されたとしても、そのことから直ちにその報道の対象となった当該少年個人について損害賠償請求権が認められるものではなく、表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整において、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないことを明確にしたことが注目される。

---

<sup>38</sup> 前掲注 17。

長良川リンチ殺人事件上告審判決は、「少年法 61 条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、被上告人について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法 61 条の規定に違反するものではない」と説示しつつ、「本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべき」とし、名誉毀損の成否について、「署名狂やら殺人前科」事件最高裁判決を引用し、「本件においても、これらの点を個別具体的に検討することが必要である」としており、プライバシー侵害の成否について、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決を引用し、「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である」が、原審が、「本件記事が少年法 61 条に違反するものであることを前提とし、同条によって保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却されると解すべきであるが、本件についてはこの特段の事情を認めることはできないとして、……個別具体的な事情を何ら審理判断することなく、上告人の不法行為責任を肯定した」判断には、「審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判示し、本件を原審に差し戻した<sup>39</sup>。同判決は、①少年法 61 条が禁止する推知報道に当たるか否かの判断基準を示す（不特定多数の一般人にとって推知可能か否かが基準）一方、

<sup>39</sup> 最判 2003・3・14 民集 57 卷 3 号 229 頁。

②同条に違反した報道がされても、堺通り魔殺人事件控訴審判決と同様、直ちにその報道の対象となった当該少年個人について損害賠償請求権を認めず、当該報道の不法行為の成否につき、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断することで、結果的に少年犯罪の加害者の実名報道が許容される場合があり得ることを認定したことが注目される。

## 2 学説

犯罪報道の在り方をめぐっては、学説上、被疑者・被告人の実名報道を主張する見解（実名報道主義）と、匿名報道を主張する見解（匿名報道主義）との激しい争いがある。前者は客観的な事実の記録を重視するが、後者は当事者の人権の擁護に力点を置く。以下、両者の具体的な立論を明らかにするため、それぞれに属する主要論者の見解を整理・吟味する。

### 1) 実名報道主義

日本において、犯罪報道における実名報道主義を主導し、牽引する役割を果たしてきたのは日本新聞協会である。同協会は、前述の如く、古くから実名報道主義を採用し、①「知る権利」への奉仕、②不正の追及と公権力の監視、③歴史の記録と社会の情報共有をその根拠として示しつつ、①訴求力と事実の重み、②権力不正の追及機能、③訴えたい被害者、④実名の尊厳をその意義として挙げており、特に、犯罪に関する実名報道の必要性として、①記事の客観性、正確性と読者に与える記事の説得力の確保、②犯罪に対する一般的な抑止効果、③公権力行使に対する監視機能を摘示してきた。

加えて、同協会は、当局の発表と報道機関の報道の関係について明確な立場を示している。すなわち、近年、増加傾向にある匿名発表の弊害や危険性を危惧する一方、実名の意義（①事実の核心、②取材の起点、③真実性の担保）から、政府機関、警察・検察に被疑者、被害者等事件・事故の当事者等の実名発表を求めつつ、「発表された実名を報道するかしないかは全く別次元の問題」と捉え、「実名報道の責任は、その判断した各報道機関にある」とする<sup>40</sup>。

<sup>40</sup> 日本新聞協会編集委員会・前掲注2（2006年）13-51頁、同（2016年）6-14、19-北研60（1・26）26

ジャーナリストの原寿雄は、ジャーナリズムと人権思想の観点から実名報道原則の必然性を説く。同氏は、匿名報道原則に一定の意義を認めつつも、「ジャーナリズムにはアイデンティフィケーション（同一性の確認）が不可欠だ……事実の正確さを少しでも緩めたらジャーナリズムの基礎構造が崩れる。ある人物が紛れもなくその人物であること、ある物が紛れもなくその物であることの確認とその明記なしに、真実に迫る報道は成り立たない。人物中心のニュースでありながら実名で報道すべきでないと考えられるようなものは、本来、報道する必要性がないニュースではないのか」、「リアリティはジャーナリズムに欠かせないものであり、匿名は確実にリアリティを薄弱にする」とし、匿名報道原則への疑念を表明する<sup>41</sup>。

ジャーナリストの柴田鉄治は、犯罪報道における実名報道主義を鮮明に示す。同氏は、「報道の基本はやはり実名です。事実を正確に報道することが新聞の使命であり機能だからです。匿名報道では事実関係がいまいになってしまって、真実の核心に迫ることはできません。……匿名はあくまでも例外であって、基本は実名です」とし、実名報道主義の妥当性を強調しつつ、後述する浅野健一の匿名報道主義の導入提唱に反対する<sup>42</sup>。その上で、同氏は、犯罪報道につき、公権力が具体的にある人の自由を拘束する逮捕という事実の重みから、「警察がこういう人間をこういう容疑で逮捕したという事実からまずスタートするのが出発点」であるとした上で、「実名報道でなければその事件の持っている背景とか原因の解明はできない」、「犯罪者を逮捕するという、権力の行使のチェックも、実名でないとできにくくなってくる」とし、公権力の行使の監視の観点から実名報道を正当化する<sup>43</sup>。さらに、同氏は、匿名報道主義の論理からすると、刑事手続が最高裁で終結しても再審になることもあるため、「実名報道は半永久的にダメになってしまう」とし、匿名報道主義を批判する<sup>44</sup>。

---

20、25-26 頁。

<sup>41</sup> 原寿雄『ジャーナリズムの思想』（岩波書店、1997年）174-176頁。

<sup>42</sup> 浅野健一・青木彰・柴田鉄治「犯罪報道と人権 〈討論〉「被疑者=匿名」の原則は是か非か」〈朝日ジャーナル〉（1984年12月7日号）における柴田鉄治の発言（6頁）。

<sup>43</sup> 同上7-11頁。

<sup>44</sup> 同上9頁。

ジャーナリストの小田貞夫は、報道現場が採る実名報道主義の根拠を示し、実名報道原則を堅持することを求める。同氏は、実名報道主義の根拠として、①国民の「知る権利」に奉仕する報道機関として詳細・正確な情報を提供する責務があること、②5W1Hに象徴されるように詳細かつ具体的な内容こそが情報の信憑性を担保し、オーディエンスの報道機関への信頼を増幅すること、③不正を指摘糾弾して社会正義の実現を図る（権力の行使に対する監視機能も含む）という報道機関の社会的使命を達成することを挙げた上で、報道の自由を縛る安易な匿名報道を警戒する<sup>45</sup>。

メディア法学者の田島泰彦は、犯罪報道における実名報道を擁護する。同氏は、「物事の真実に徹底的に迫り、社会に伝えるというジャーナリズムの立場に立てば、取材や報道は人権への配慮からくる報道規制、たとえばプライバシーへの立ち入りとか、関係者の匿名扱いなどと緊張関係をもたざるをえない」とし、実名報道に理解を示す<sup>46</sup>。また、同氏は、捕まっただけで犯人であるという前提ないしそういう枠の中で報道することに対して問題意識を持ち、犯人視報道をしないために、取材体制の在り方を警察サイドだけの情報に依存する体制を変え、被疑者側・弁護士側の取材にきちんと力を入れることで、客観的にバランスを取った紙面作りの基本を確立することを訴えた上で、取材体制の変革を伴わない匿名報道主義の限界を指摘しつつ、「犯人視報道をしないということをきちんと確立していけば、ある意味では名前を出しても問題は少ない、むしろ名前を出すことが大事な場合さえあり得る」とする<sup>47</sup>。さらに、同氏は、後述する浅野健一の匿名報道主義の導入提唱に対し、①犯人視報道の変革なしに匿名主義を導入しても本当の解決になり得ない、②実名・匿名の議論は基本的には法によって外から強制される問題ではなく、メディアの自主的な報道倫理のレベルの問題である、③匿名主義を根拠づける無罪推定原則を報道の世界にストレートに持ち込むことには疑問

<sup>45</sup> 小田貞夫「匿名報道の広がり」と課題」放送研究と調査1991年11月号17-23頁。

<sup>46</sup> 田島泰彦「犯罪報道における“自由と人権”」飯室勝彦他編『報道される側の人権』（明石書店、1997年）153頁。

<sup>47</sup> 渡邊春己「対談 角川事件をめぐる報道と捜査の問題点」森村誠一編『イカロスは甦るか——角川事件の死角』（こうち書房、1994年）における田島泰彦の発言181-200頁。

がある（同原則を厳格に貫くと調査報道は成立の余地を奪われる）ことから、匿名主義そのものも吟味され直さなければならない、④犯罪報道で誰がどういう犯罪を犯した疑いで逮捕され、追及されているのかということは市民の正当な関心事であり、それを調べ伝えることは、犯人視報道をしない等の配慮や努力がなされる限り、メディアの活動の正当な範囲たりえる等と応酬する<sup>48</sup>。

ジャーナリストの飯室勝彦も、犯罪報道における実名報道を擁護する。同氏は、「捜査の監視というマスメディアの役割を果たすには、実名報道でなければ難しい」とした上で、「氏名はプライバシーとはいえ、実名を報道してもそれだけではプライバシー侵害とはいええない」、「プライバシーが問題になるのは実名とともに当該人物に関するほかの情報が明らかにされた場合だが、その情報の公表が違法と評価されるようなものではないかぎり、原則として実名報道も違法とは評価されない」とし、実名報道を原則的に肯定する<sup>49</sup>。また、同氏は、「事件に関する情報の多くは、公共的事柄として名誉毀損の違法性阻却事由にあたるもののほか、こうした正当な関心事ともいえる。被疑者の氏名については、著名人や公人などのように氏名それ自体が公共的事項にあたることがあるし、一般の人であっても事件との関係では正当な関心事とっていい」としながらも、「すべての事件に社会性があるわけではないし、実名で伝える必要性に比べ当事者に与える不利益や迷惑の方がはるかに大きい場合がある。惰性で習慣的に処理するのではなく、一件一件慎重に考えて実名と匿名を使い分けよう」と述べ、惰性で習慣的な実名報道を警戒する<sup>50</sup>。

## 2) 匿名報道主義

日本において、犯罪報道における匿名報道主義の最初の提唱者は日本弁護士連合会（以下、日弁連）である。日弁連は、1976年以來一貫して原則匿名報道の実現を要望してきた。日弁連は1976年に公刊した報告

<sup>48</sup> 田島泰彦「犯罪報道と『報道被害』救済を考える——その問題点と改革の課題をめぐって」森村・同上 234-236頁。

<sup>49</sup> 飯室勝彦「歩み始めた改革の道」メディアと人権を考える会編『徹底討論 犯罪報道と人権』（現代書館、1993年）95頁、同「報道の自由と名誉・プライバシーとの調整」青弓社編集部編『プライバシーと出版・報道の自由』（青弓社、2001年）85-86頁。

<sup>50</sup> 同上（1993年）95頁、同（2001年）93頁。

書『人権と報道』の中で、犯罪報道による人権侵害が深刻であることを指摘し、報道される人々の名誉とプライバシーが不当に侵害されることのないよう、マスメディアが自主規制による改善を行うよう提言する一方、「犯罪報道は、原則として、犯罪事実の報道にとどめるべきである、と考える。もし、世人に警告を与え、反省を促し、彼らを善導するために、犯罪の動機や容疑者の生活など犯罪をめぐる関連事実を報道する必要があるとしても、氏名を公表することについては、その合理性はないし必要性を肯定することはできない」とし、原則匿名報道を主張した<sup>51</sup>。

しかし、1980年代のマスメディアにおいて、このような提言や主張を反映した具体的改善がなされず、むしろ興味本位または営利主義に流され、報道の本来の目的を逸脱する傾向が強まり、個人の名誉・プライバシーを不当に侵害する事例が多発したことを受け、日弁連は1987年、第30回人権擁護大会において、「人権と報道に関する宣言」を採択し、マスメディアに対し、「犯罪報道においては、捜査情報への安易な依存をやめ、報道の要否を慎重に判断し、客観的かつ公正な報道を行うとともに、原則匿名報道の実現に向けて匿名の範囲を拡大すること」を要望しつつ、「報道による人権侵害に対して、審査・救済を行う社内オンブズマン制度の設置と報道評議会等の審査救済機関の導入について、報道機関と協力して積極的に検討し、その実践に向けて努力するとともに、不当報道による人権侵害の防止と被害の救済のため全力を尽くす」とした<sup>52</sup>。

その後、容疑者呼称が取り入れられ、連行写真が抑制される等、犯罪報道においてある程度の前進が見られ、人権と報道に関する議論が広く行われるようになったものの、依然として取材・報道による人権侵害がしばしば発生したため、日弁連は1999年、第42回人権擁護大会において、「報道のあり方と報道被害の防止救済に関する決議」を採択し、マスメディアに対し、「犯罪に関する取材においては、捜査機関の情報・視点に偏ることなく、被疑者・被告人・弁護人などの言い分も取材した上で報道するように努め、また、原則匿名の実現に向けて匿名の範囲をより広げるとともに、被害者とその家族の名誉・プライバシーなどの人権を侵害しないように配慮をすること」、「取材・報道によって関係者の人権を侵害した場合には、速やかに訂正・名誉回復措置を自主的に取るよう

<sup>51</sup> 日本弁護士連合会編『人権と報道』（日本評論社、1976年）1-81、104頁。

<sup>52</sup> 日本弁護士連合会「人権と報道に関する宣言」（1987年11月）。

な社内制度（社内オンブズマンなど）を創設・充実するとともに、新聞・雑誌などのプレス（活字メディア）は、「報道評議会」などの独立した第三者機関を自主的に設置し、報道の自由を守りつつ、報道被害の救済の実現に努めること」を求めた<sup>53</sup>。

ジャーナリストでメディア学者の浅野健一は、早くから犯罪報道の在り方について追究し、匿名報道主義の導入を一貫して主張しており、後発の匿名報道主義者らに影響を与えている。同氏は、長年多数の著書・論考を通して、被疑者・被告人を実名で報道する犯罪報道が、様々な報道被害を及ぼしているとし、「実名犯罪報道の犯罪」性（メディア・リンチ）を痛烈に批判しつつ、北欧型の匿名報道主義への転換を提唱してきた<sup>54</sup>。同氏の主張・提言の要諦は、次の通りである。第1に、報道機関が犯罪報道において、警察に疑われただけの被疑者に対し、逮捕段階で氏名、年齢、職業、住居等本人を特定できる情報を明らかにして報道することや、殆ど警察等の捜査当局を取材源として一方的に報道することが、当該被疑者を「犯人視」することになり、当事者やその家族に様々な精神的・物理的な被害を及ぼしている。第2に、このような状況を解決する最善の方法として、被疑者・被告人・囚人・元囚人について、明白な社会的関心がない限り、原則として氏名を報道しないスウェーデンに代表される北欧における犯罪報道に学び、無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである（ただし、高級官僚、政治家等の公人による権力犯罪については顕名で報道）。第3に、報道界共通の報道倫理綱領を定め、日々の報道で違反した行為がないかどうかを見守る市民参加の報道評議会やプレスオンブズマンによるメディア責任制度（メディアが自ら市民に対する責任を果たすシステム）を有する北欧に学び、報道評議会を創設する。加えて、同氏は山口正紀と共に、従来実名報道原則の論拠と主張されてきた、社会制裁論、犯罪抑止機能論、事件の社会的背景論、被害者・読

<sup>53</sup> 日本弁護士連合会「報道のあり方と報道被害の防止救済に関する決議」（1999年10月）。

<sup>54</sup> 浅野健一『犯罪報道の犯罪』（学陽書房、1984年）、同『犯罪報道は変えられる』（日本評論社、1985年）、同・山口正紀『新・犯罪報道の犯罪』（講談社、1989年）、同・山口正紀『匿名報道——メディア責任制度の確立を』（学陽書房、1995年）、同『新版 犯罪報道の犯罪』（新風舎、2004年）等。

者感情論等が次々と崩れ、反匿名報道論者がそろって強調するようになったのが、「実名報道による権力チェック」論であり、その根拠として挙げる「匿名発表増加」論であるが、今や、殆どの理論的根拠を失った実名報道擁護論の最後の砦となっているとし、実名報道原則が理論的にも実際にも危機に瀕していると主張する<sup>55</sup>。一方、同氏は、前述の田島泰彦が犯罪報道における実名報道を擁護し、匿名報道主義を批判したことに対し、逐一反論を展開する<sup>56</sup>。

刑法学者の平川宗信も、犯罪報道の改革の一環として匿名報道原則の採用を求める。同氏は、実名犯罪報道が被疑者・被告人やその家族の名誉・プライバシーを侵害すること、犯罪者の社会復帰の権利を侵害すること等を指摘した上で、それらを防止する観点から、「犯罪報道の原則的匿名化（氏名、写真、詳しい住所その他本人を特定しうる一切の事実を伏せて、地域社会において本人を特定できない形で報道すること）を支持する」と言及しつつ、個人の人権と表現の自由・「知る権利」との調整において限定確定衡量論（definitional balancing）に立ち、「市民が実名を「知る権利」がある場合、すなわち、市民がその犯罪を1つの社会問題もしくは政治問題として討論し、判断を下すために実名を知る必要がある場合には、実名報道が許されなければならないが、「本人がどこの誰であるかをとくに知らなくても、市民がその犯罪について考え、討論し、判断するのに差し支えない場合、すなわち市民に実名を知る必要がない場合には、報道の自由はその優越性を主張することはできず、実名を報道することに特別な個人的・社会的利益が認められないかぎり、実名報道は許されない」と説き、実名報道が許されるのは、「民主的な市民自治を行う上で厳しい監視の目を注ぐ必要がある、政治家、高級公務員、社会的指導者等の犯罪などに限定され」、一般市民の通常の犯罪は、本人の同意がない限り許されないとし、「公人は実名、一般人は本人の同意がない限り匿名」という犯罪報道の考え方を示す<sup>57</sup>。また、同氏は、あるべ

<sup>55</sup> 同上（1995年）218-259頁。

<sup>56</sup> 浅野健一「犯罪報道の匿名報道主義と無罪推定法理——『イカロスは甦るか』所収の田島教授論文への疑問」評論・社会科学50号（1994年）19-44頁。

<sup>57</sup> 平川宗信「犯罪報道と人権をめぐる諸問題」名古屋大学法政論集123号（1988年）356-361、367-378、同『報道被害とメディア改革——人権と報道の自由の視点から』（部落解放・人権研究所、2010年）70-71頁。

き犯罪報道の実現手段につき、行政法的手段は不相当であり、刑事法的手段も名誉毀損罪による特に悪質な事案の規制に限定すべきであり、民事法的手段はその実効性に問題があると述べる一方、スウェーデンの報道評議会やプレスオンブズマンのような、報道機関自体の主体性に基づく自主規制体制を確立し、報道による人権侵害を有効・適切に防止・救済することを求める<sup>58</sup>。

フリーライターの東山麟太郎は、実名犯罪報道を「犯罪」と称し、匿名報道への転換を切望する。同氏は、実名報道の持つ巨大な影響力と人権侵害の危険性等から、犯罪報道における実名報道の必然性の欺瞞を問いつつ、無罪推定原則を尊重し、刑の確定までは全ての実名報道の廃止を求める（ただし、例外措置として、被疑者が凶悪犯罪の実行犯と認定するに足り得る絶対的証拠と犯行声明が出される等客観的な状況が認められ、しかも凶器を持ったまま逃走中であり、国民の生命財産への大きな危険が差し迫った状況である場合には、緊急避難の1つとしてその者の氏名や顔写真等を公表）一方、逮捕段階で実名報道を行うのなら、不起訴等の決定は紙面を割いても絶対統報すべきであると主張する<sup>59</sup>。

弁護士の佃克彦は、犯罪報道において、当事者（被疑者・被告人・有罪確定者・被害者等）全てにつき原則匿名報道を主張する。同氏は、日本新聞協会が実名報道の根拠・必要性等として提示する、①「記事の正確性と読者に与える説得力」、②「犯罪の予防・抑止効果」、③「公権力行使に対する監視機能」の主張に対し、⑦「記事が正確かどうか、その事件の被疑者や被害者の氏名を出すか否かは全く別のものである。記事の正確さは、事件に関しどれだけ正確な情報を多く保持し、それを適切に解釈しているかという全体的な問題であり、匿名にするか実名にするかは、そのような取材・分析を経た後それを報道する際に、個人を特定するか否かという最後の技術的な問題に過ぎない。それを実名でなく匿名にすることによって、それ以前の取材や分析が遑って不正確になるということはある得ない。したがって、「読者に与える説得力」という理由も理由にならない」、④「記事作りというのはそのようにうつろうものなのであって、「犯罪の予防、抑止が必要だから載せよう」などという目的意識で紙面作りがなされているとは思えない。……実名報道が犯罪の

<sup>58</sup> 同上（1988年）387-401、同（2010年）61-65頁。

<sup>59</sup> 東山麟太郎『実名報道の犯罪』（近代文芸社、2001年）。

予防・抑止効果を有しているということは科学的に実証されていないはず」、⑤「逮捕の適法性・妥当性を監視するについては、捜査当局が被逮捕者を実名で公表すれば十分なはずである。被逮捕者には弁護人が就いて弁護活動がなされるのであり、捜査当局が公表した実名を新聞が世の中に隔々まで知らせる必要はない。被疑者・弁護人が捜査当局の行為の違法性・不当性を世に訴えたいと思えば、被疑者・弁護人自身がその意思に基づいて名前を明らかにしてアピールするのであろうから、その時メディアはそれを報ずればよい」と逐一反駁する<sup>60</sup>。同時に、同氏は、「事件報道の本質に鑑みれば、当該事件の犯人の氏名が何であるか、被害者の氏名が何であるか等の事実は、摘示する意味のある事柄とはいえず、公共の利害に関する事実とはいええない」とし、匿名報道を正当化する<sup>61</sup>。

憲法学者の飯島慈明も、実名犯罪報道を批判し、原則匿名報道を主張する。同氏は、自身の痴漢冤罪逮捕事件における実名報道による被害経験を基に、実名犯罪報道に対する名誉の回復は困難であるため、「公共の関心の高い事件などの例外を除いて、匿名での報道が不可欠」であるとする<sup>62</sup>。また、同氏は、実名犯罪報道の問題を憲法学的視点からみると、①被疑者・被告人とその家族等の「個人の尊厳」「幸福追求権」「プライバシーの権利」（憲法13条）が否定・侵害される恐れがあり、②無罪推定の原則（同31条）に反し、公平な裁判を受ける権利（同37条）に悪影響を及ぼす恐れがあることを指摘した上で、実名報道を擁護する学説を厳しく批判する<sup>63</sup>。

### Ⅲ 私見

日本においては、前述の如く、報道実務上、実名犯罪報道が原則となっている中、判例は事実の真实性、報道の正確性、被疑事実の重大性等が認められる場合や、被疑者・被告人の社会生活上特別保護されるべき事情がない場合は、実名報道を許容しているが、学説は実名報道主義者と

<sup>60</sup> 佃克彦『名誉毀損の法律実務 [第2版]』（弘文堂、2008年）150-154頁

<sup>61</sup> 同上157-159頁。

<sup>62</sup> 飯島慈明編『憲法から考える実名犯罪報道』（現代人文社、2013年）29-32、94-107頁。

<sup>63</sup> 同上111-118頁。

被疑者・被告人のアイデンティティーに関する報道の在り方

匿名報道主義者との激しい争いがある。以下、被疑者・被告人の氏名等のアイデンティティーに関する報道を中心に犯罪報道の在り方について私見を述べる。

## 1 実名報道原則の妥当性

### 1) ジャーナリズムの本質と実名報道

報道機関がある事象を報道する際、被報道者について、氏名等その人を特定できるような情報を報道するかどうかは、基本的に当該報道機関の自律に委ねられている。これを前提とした上で、報道機関は、実名報道か匿名報道かという単なる二分法的思考を避けながらも、報道倫理上、原則的にどちらかに軸足を置くことが合理的であろう。ところが、前述した実名報道主義と匿名報道主義の双方の立論とも一見一理あることから、報道主体がどちらを原則とすることは必ずしも容易ではない。しかし、それでも、ジャーナリズムの本質に立脚し追究すれば、その方向性が見えてくるはずである。

ジャーナリズムとは何か。日本では、ジャーナリズムと「報道」が殆ど同じ意味で使われることが多い。「報道」とは、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む）」と法的に定義付けられている（個人情報保護に関する法律 57 条 2 項）。そうすると、ジャーナリズムを「報道機関（報道を業として行う個人を含む）がニュースや情報を収集し、公衆に報道・論評する活動」と定義することができる。

人々は基本的欲求、すなわち「知りたい欲求 (awareness instinct)」によりニュースを必要とする<sup>64</sup>。ジャーナリズムは、人々のニュースや情報を知りたい欲求を充足する社会的装置として近代西洋で誕生し、民主的共同体を支えてきた。今日、ジャーナリズムは、公衆の「知る権利」に奉仕し、社会正義と権力監視を追求する、民主主義社会に不可欠な存在である。日本の最高裁も、報道機関の報道を「民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するもの」として捉えており<sup>65</sup>、報道の自由を「憲法 21

<sup>64</sup> Bill Kovach & Tom Rosenstiel, *The Elements of Journalism: What Newspeople Should Know and the Public Should Expect*, 4th ed. (New York: Crown, 2021) 13.

<sup>65</sup> 最大決 1969・11・26 刑集 23 卷 11 号 1490 頁。

条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なもの」と位置付けている<sup>66</sup>。

B. コヴァッチ (Bill Kovach) と T. ローゼンステイール (Tom Rosenstiel) は、ジャーナリズムの主目的が「人々に自由かつ自己統治に必要な情報を提供すること」にあるとした上で、この責務遂行における原則として①真実の追求、②市民への忠誠、③情報の検証、④取材対象から独立性の維持、⑤権力監視、⑥公衆の批判と妥協のフォーラムの提供、⑦市民に重要な事案の興味深く関連性のある報道、⑧包括的かつ均衡の取れた報道、⑨ジャーナリストの良心の実践、⑩ニュースに関する市民の権利と責任の10の原則を提示する<sup>67</sup>。また、M. カールソン (Michael Karlsson) と C. クラーウォール (Christer Clerwall) は、良きジャーナリズムの重要な要素として①客観性、②中立性、③事実確認を挙げる<sup>68</sup>。

このように、ジャーナリズムは、ニュース・情報の享受者である公衆に対し、知る権利に応えるべく、自己統治に資するニュース・情報を収集し、客観的事実に基づき正確かつ公正・中立でバランスの取れた報道をすること、それを基に論評をすることをその本質とする。このようなジャーナリズムの本質に鑑みれば、報道機関はある事象を報道する際、被報道者について、基本的に実名報道することが適当であろう。端的に、被報道者の氏名等を特定して報道することは、当該報道内容の真実性や正確性の担保に不可欠である。

ニュースや情報を作成・公表する際の必須フレームワークである5W1Hの原則から見ても、実名報道は必然的である。同原則の「who」に係る情報は、事実を伝える上で最重要要素であるからである。それ故、被報道者の身元を明かさない、安易な匿名・仮名報道やボカシ、モザイク処理等の映像上の匿名措置を避けるべきである。とりわけ、個人のアイデンティティの最重要要素である氏名は、「社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人

<sup>66</sup> 最決1978・5・31刑集32巻3号457頁。

<sup>67</sup> Bill Kovach & Tom Rosenstiel, *The Elements of Journalism: What Newspeople Should Know and the Public Should Expect*, 4th ed. (New York: Crown, 2021).

<sup>68</sup> Michael Karlsson & Christer Clerwall, 'Cornerstones in Journalism: According to citizens' (2019) 20 (8) *Journalism Studies* 1184, 1190-1192.

からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴<sup>69</sup>であるため、正確に報道されなければならない。

しかしながら、法令または報道倫理に基づき、例外的に匿名報道を行わざるを得ない場合がある。まず、法令上、前述の如く、日本では、加害少年については実名報道が禁止され（特定少年は一部例外あり）、基本的に匿名報道を余儀なくされている。また、報道倫理上、人権擁護の観点から、秘密取材源（confidential sources）については秘匿することが鉄則であり、触法精神障害者等についても匿名報道が求められよう。

以上の通り、筆者は、実名報道主義に立脚し、氏名等のアイデンティティーに関する報道は「原則実名・例外匿名」が妥当であると考ええる。

## 2) 犯罪報道における原則実名報道

### (1) 犯罪報道の位置付け・意義

実名報道主義は、主に犯罪報道の領域において批判されがちである。にもかかわらず、以下に示す犯罪報道の位置付けと意義に鑑みると、被疑者・被告人についても、原則実名報道が理にかなっていると言える。

まず、犯罪報道は、「公共の利害に関する事実」の報道として位置付けられる。刑法は、公然事実を摘示し人の名誉を毀損した行為であっても、その摘示されたところが公共の利害に関する事実であり、その行為の目的が専ら公益を図るに出たものであるときは、その事実の真実であることが証明されれば、名誉毀損罪の成立が阻却され罰せられない旨規定しつつ（230条の2第1項）、同規定の適用については、「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する事実とみなす」と明記している（同2項）。すなわち、名誉毀損行為であっても、名誉毀損罪の成立が阻却され罰せられざる結果となるためには、まず摘示された事実が公共の利害に関する事実でなければならないが、犯罪行為に関する事実、公訴提起後は勿論、公訴提起前の段階でも、「捜査、訴追が適正に行われているかを監視し、事件の背景事情を探求し、再発を防止する」<sup>70</sup>観点から、公共の利害に関する事実として見做されるということである。ここで、「公共の利害に関する事実」とは、「その摘示された事実が公・私いずれの生活上のものであるかを問わず、一般

<sup>69</sup> 最判1988・2・16民集42巻2号27頁。

<sup>70</sup> 前掲注21。

社会又は関係部分社会の利害に関するもので、その事実の公表がその社会のために有益であり、そのための必要性を有するものであることが相当程度明白なものであることを要するもの<sup>71</sup>や「その事実を公衆に知らせ、その批判にさらすことが、公衆の利益増進に役立つと認められるもの」と解される<sup>72</sup>が、一般に、犯罪事実の報道が公共の利害に関するものとされる理由は、「犯罪行為ないしその容疑があったことを一般公衆に覚知させて、社会的見地からの警告、予防、抑制的效果を果たさせるにある」<sup>73</sup>。よって、犯罪報道の基本的要素である犯罪事実自体と並んで被疑者・被告人の特定は、仮令、その者が私人であっても、犯罪という公共の利害に関する事実に関係された以上、限定的公人 (limited purpose public figure) であることから、社会のために有益であり、そのための必要性を有するものであり、公衆の利益増進に役立つものである。

次に、犯罪報道は、上記のような位置付けから、社会的に有意義であるが、中でも社会正義の実現に資することと、公権力の行使に対する監視機能を果たすことに大きな意義がある。前者は、報道機関が公共の利害に関するものとされる犯罪事実の報道により、公衆が当該犯罪事実及びこれと密接に関連する事実に関する情報を知ると共に、犯罪の警告・予防・抑制効果が期待され、究極的には社会正義の実現に寄与することである。そのため、犯罪報道における被疑者・被告人の特定は、通常、公共の正当かつ重要な関心事であると言わなければならない。

後者は、報道機関が公衆のための権力の監視役 (public watchdog) として、犯罪報道により、捜査機関・司法機関の権力行使が適正に行われているかどうかをチェックすることである。前述した最高裁による報道機関の報道や報道の自由の位置付けに鑑み、犯罪と国家刑罰という公的情報をめぐり、権力監視に重点を置く一連の取材・報道は、刑事司法を公衆の監視下に置き、被疑者・被告人の適正手続の保障 (憲法 31 条)、裁判を受ける権利 (同 32 条)、不法な逮捕・抑留・拘禁からの自由 (同 33 条・34 条) 等の人権を守り、捜査手続等の密室化による情報操作や冤罪を防止することができる。それ故に、犯罪報道において、国家刑罰権の対象たる客体の地位にある被疑者・被告人を特定することは、公権力

<sup>71</sup> 東京地判 1978・6・29 刑集 35 卷 97 頁。

<sup>72</sup> 東京地判 1987・11・24 判時 1270 号 99 頁。

<sup>73</sup> 前掲注 37。

の行使に対する監視の一環として求められる。

しかしながら、実名犯罪報道は、それ自体、直ちに違法な行為（不法行為）となるものではないが、被疑者・被告人の人権にも十分配慮した、慎重な報道姿勢が求められるのは言うまでもない。現行法上、実名報道が禁止されている加害少年の他、特別な法的規制がない成人犯罪報道においても、刑事責任能力が無いと判断される精神障害者の犯罪、実名で報道することの公共性・公益性が低い軽微な犯罪等の被疑者・被告人については匿名報道が望ましい。

## （２）匿名報道主義の反論への再反論

日本において、多くの匿名報道主義者は、前述の如く、報道界の実名報道の慣行を批判すると共に、実名報道主義者の主張に反論しつつ、原則匿名報道を唱える。これに対し、筆者は、幾つかの論点をめぐり、再反論を行いたい。

第１に、匿名犯罪報道は、ジャーナリズムの本質に背く行為である。匿名報道主義者は、被疑者・被告人について原則として匿名報道（ただし、公人の場合は顕名報道）を主張する。しかし、客観的事実に基づき正確かつ公正・中立でバランスの取れた報道とそれに基づく論評というジャーナリズムの本質に照らせば、犯罪という公共の利害に関する事実の報道における被疑者・被告人の特定は、その社会的身分に関係なく、報道内容の真实性や正確性の担保に欠かせない。匿名報道主義者の主張に対しては、①原則的に私人については、重大事件であっても、有罪判決が確定するまで実名報道が許容されず、無期限に不完全な報道がなされ得ること、②例外的に顕名報道が許容される公人については、その定義と範囲の不確定性が大きいことに加え、当局の恣意的な匿名発表により顕名報道が困難になるケースもあり得ることを指摘せざるを得ない。

第２に、実名犯罪報道は、それ自体、直ちに犯人視報道となるものではない。匿名報道主義者は、実名報道＝社会的制裁と見做しつつ、「公権力がある人を逮捕したということ、実名、顔写真、住所入りで報道した場合には、その人は犯人というふうに見られてしまう」とする浅野健一の見解<sup>74</sup>に代表されるように、実名報道≒犯人視報道と捉える傾向がある。しかし、このような実名報道観は一面的な見方である。特に、犯

<sup>74</sup> 浅野他・前掲注42・浅野健一の発言（8頁）。

人視報道は、被疑者・被告人を犯人と断定するような報道にまで至らなくても、呼び捨て報道、捜査段階から過剰な取材・報道、興味本位な取材・報道等、犯人であるとの印象をオーディエンスに与える報道であって、単に被疑者・被告人を实名で報道するだけで成立するとは言い難い。結局、被疑者・被告人の逮捕・起訴等の客観的な事実を伝達し、当該個人が当然に罪を犯したかのような印象を与えず、節度を持って慎重に対処する<sup>75</sup>限り、实名報道自体を問題視することはできないのではないか。

第3に、匿名犯罪報道は、必ずしも世界的に普遍的なものではない。匿名報道主義者は、犯罪報道において、スウェーデンに代表される北欧の原則匿名報道を高く評価する。しかし、国際的には、各国の犯罪報道に関する法令・倫理・文化等の違いから、一定の幅があるものの、大きく原則实名報道（英国、米国、フランス、日本等）と原則匿名報道（スウェーデン、ドイツ、スイス、韓国等）の2つの相対立する潮流があり<sup>76</sup>、一概に両者の優劣を付けることはできない。留意すべきは、匿名犯罪報道を基本とする国においても、匿名報道の負の側面に対する批判がないわけではないことである<sup>77</sup>。

第4に、实名犯罪報道は、それ自体、直ちに無罪推定原則に反するものではない。匿名報道主義者は、同原則を楯に、被疑者・被告人の实名報道を厳しく批判し、匿名報道への転換を主張する。確かに、何人も有罪判決が確定するまでは無罪と推定される権利を有する（市民的及び政治的権利に関する国際規約 14条2項、憲法 31条）ことから、報道機関も犯罪報道に当たっては、同原則を尊重しなければならない。しかし、無罪の推定が働く被疑者・被告人について、犯人断定報道、犯人視報道等は明らかに同原則に反するが、客観的かつ節度を持った实名報道は同原則と相容れないとは言えない。

## 2 課題

上記の通り、原則实名犯罪報道は妥当性を有すると認められる。従っ

---

<sup>75</sup> 前掲注 26。

<sup>76</sup> 拙稿「北海道新聞記者逮捕事件に関する考察」メディア研究 101号（2022年）146頁。

<sup>77</sup> 例えば、韓国における批判は、キム・ソンオク＝イ・インホ「匿名報道の原則の判例法的受容に対する批判的考察」言論と法 21巻2号（2022年）24頁等。

で、日本の報道界が、匿名報道主義者から厳しい批判に晒されながらも、原則的に実名犯罪報道を堅持してきたことは、評価に値すると言える。ところが、現在、日本の犯罪報道をめぐる課題があることも事実である。それは、犯罪報道に携わる報道機関が対処すべき課題の他、犯罪報道の主な取材源である当局や犯罪報道を享受するオーディエンスが取り組むべき課題もある。

## 1) 報道機関

報道界は、犯人視報道に象徴される犯罪報道の問題点が大きく浮上した1980年代以降、多方面(①報道実務、②倫理規範、③自主規制機関等)の改革を行ってきた。具体的には、①は各社の被疑者の呼び捨ての廃止(1989年)、朝日新聞社の公人以外の被疑者の顔写真・連行写真不掲載原則(1990年)、西日本新聞社の「容疑者の言い分」報道(1993年)等<sup>78</sup>、②は「人権の尊重」項目等を追加した新しい新聞倫理綱領の制定(日本新聞協会、2000年)、犯人視報道をしないこと等を誓う「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」の策定(日本新聞協会、2008年)や「裁判員制度下における事件報道について」の策定(日本民間放送連盟、同)等、③は放送界の第三者的自主規制機関、放送と人権等権利に関する委員会(BRC)の設置(1997年)、毎日新聞社の「開かれた新聞委員会」(2000年)を筆頭とする一部の新聞社の自主苦情処理機関等の第三者機関の設置、BRC等を統合した放送界の新たな第三者的自主規制機関、放送倫理・番組向上機構(BPO)の設置(2003年)等が挙げられる。

しかしながら、各社の被疑者の呼び捨ての廃止、西日本新聞の「容疑者の言い分」報道等は犯人視報道の回避に寄与しているが、他の多数の改革は実効性に欠け、あるべき犯罪報道を必ずしも十分実現していない。筆者は、報道界が対処すべき犯罪報道をめぐる課題は、大きく取材・報道実務面の課題とアカウントビリティ(accountability)面の課題があると考ええる。

### (1) 公正かつ慎重な取材・報道

取材・報道実務面の課題は多岐にわたる。旧来型の露骨な犯人視報道はほぼ一掃されているが、オーディエンスに被疑者・被告人=犯人との

<sup>78</sup> 浅野・山口・前掲注54(1995年)ii頁。

予断を与えかねない取材・報道は依然として温存され続けている。主な課題は、次の通りである。

第1に、「発表ジャーナリズム」から脱却する。従前より、犯罪報道、とりわけ捜査段階の報道は殆ど捜査当局の情報に頼る結果、被疑者が犯人であるという印象や偏見を与え、人権侵害等を引き起こす危険性を有することから、取材体制の転換が求められてきたが、今も根本的な改善がなされていない。主に記者クラブを通じて行われる捜査当局の発表やリークが情報操作の危険性を孕むことは、これまでの数々の冤罪事件が傍証する。報道機関は、無批判的な当局依存報道、いわゆる「発表ジャーナリズム」から脱却し、調査報道 (investigative journalism) に注力しつつ、被疑者・被告人側 (その弁護人を含む) の主張をも積極的に取材・報道しなければならない。このような客観的かつ公正な犯罪取材・報道は、被疑者・被告人の人権を守り、ひいては冤罪を防止する一方、報道機関が自ら冤罪に加担するリスクを回避することになる。

第2に、捜査機関・司法機関の権力行使の監視に主眼を置く。被疑者・被告人については原則実名報道がなされているのに対し、捜査当局については、「捜査関係者によると……」、「……捜査関係者への取材で分かった」という通常の報道文のように、秘密取材源でもないにもかかわらず、秘匿されることが少なくない。5W1Hの原則の遵守 (「who」に係る情報の明示) は元より、公権力の行使に対する監視、被疑者・被告人の実名報道とのバランス等の観点から、原則的に捜査チームや捜査責任者を特定して報道すべきである。また、実名報道原則を貫くべく、捜査機関に対し、犯罪当事者 (被疑者・被告人・被害者等) の実名・匿名発表が恣意的になされないように、実名発表を要求しなければならない。さらに、裁判所の判決については、その内容を伝えるだけでなく、裁判の公正を監視する観点から、批判的な吟味を行うべきである。

第3に、各刑事手続に見合った合理的な取材・報道を行う。従前より、犯罪に関する取材・報道は、逮捕、起訴、裁判という刑事手続の段階を追うごとに「右肩下がり」の傾向にあり、結果的にオーディエンスに誤った心証を形成する恐れが指摘されてきたが、今もそのような取材・報道体質が変わっていない。主に事件発生直後や被疑者逮捕時に取材・報道が集中し、被疑者側や被害者側に対して集団的過熱取材 (メディア・スクラム) に発展するケースもある。その過程で、犯罪事実とは無関係なプライバシーに属する事項等を公表することや、被疑者の近隣住民や関

係者に安易にコメントを求め、その声（衝撃・失望・安堵等）を報道すること等は、無罪推定原則を軽視する行為である。一方、被疑者が不起訴処分となった場合、続報しないこともあるが、それは当該個人の名誉回復の機会を奪うものである。このような問題や弊害に鑑み、被疑者・被告人の適正手続を保障すべく、刑事手続の段階を追うごとに質・量共に「右肩上がり」の取材・報道へとドラスティックな変革が急務である。

第4に、被疑者・被告人の呼称に配慮する。各社が1989年に被疑者の呼び捨てを廃止し、実名の下に「容疑者」を付ける改革を行ったのは、当時としては画期的なことであった。しかし、現在、被疑者・被告人の呼称において露骨な犯人視報道はほぼ見られないとは言え、人権への配慮が必ずしも十分ではない。例えば、犯罪の被害者には「男性・女性」と表現するのに対し、被疑者・被告人には「男・女」と表現する場合があります。微妙な差別が垣間見える。オーディエンスにあらぬ予断偏見を与えないように、被疑者・被告人の呼称にもっと配慮する必要がある。

## （2）アカウントビリティの確保

報道機関は、社会に対し、自己の表現行為の質や結果について応える責務がある<sup>79</sup>。今日、このようなメディア・アカウントビリティは、報道機関の自由と社会的責任の両立を図る観点から、自主規制（self-regulation）により履行することが理想的である。しかし、日本の報道界における自主規制は、あるべきメディア・アカウントビリティを具現しているとは言い難く、犯罪報道の領域においても応答責務の履行が不十分である。主な課題は、次の通りである。

まず、規範と実践の乖離を解決する。取材・報道に関する倫理規範は、大きく新聞倫理綱領、出版倫理綱領、放送倫理基本綱領のような業界規範、各社の社内規範から成る。特に、犯罪取材・報道に関わるものとして、メディア・スクラム防止策を示す「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解」（日本新聞協会、2001年）、「集团的過熱取材問題への対応について」（日本民間放送連盟、同）、犯人視報道をしないこと等を誓う「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（日本新聞協会、2008年）、「裁判員制度下における事件報道について」（日本民間放送

<sup>79</sup> Denis McQuail, *McQuail's Mass Communication Theory*, 6th ed. (SAGE Publications, 2010) 206.

連盟、同)等がある。ところが、このような倫理規範にもかかわらず、社会の関心が高い犯罪に関する取材・報道において、しばしばメディア・スクラムやセンセーショナルな報道がなされており、犯人視報道に近い取材・報道も散見される。加えて、新聞倫理綱領は、「報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つくと判断したときは、反論の機会を提供する」と定めているが、実際、報道被害(犯罪当事者が受けた犯罪報道被害を含む)の自主的救済措置として、訂正は別論としても、反論は殆ど保障されていない。各報道機関はこのような規範と実践の乖離を直視し、自ら定めた倫理規範を厳格に遵守しなければならない。

次に、アカウントビリティを具現する真の自主規制機関を構築する。殊に、業界横断的な自主規制機関が存在しないプレス(print media)界には、国際的に最も有用なメディア・アカウントビリティ制度であると評価されているプレス評議会(press council)<sup>80</sup>の創設が求められる。前述した倫理規範の実効性の問題に加え、「開かれた新聞委員会」等の新聞社の第三者機関の機能的限界、出版倫理協議会、出版ゾーニング委員会、雑誌人権ボックス等の出版界の自主規制機関の機能的限界に鑑み、規制の3要素(①規範、②執行、③裁定)を備えた、プレスの表現行為を監視・規律する日本版プレス評議会の創設が実現されるべきである。筆者は、既に日本版プレス評議会について、プレス界がプレスの自主・自律の確立、プレス倫理の維持向上、プレスの公的責任の履行の3つの基本理念の下、大きくプレスの自由の擁護と個人の人権の保護という2つを目的とする自発的独立自主規制機関(プレス関係者と市民代表で構成される合議体)として設置すること、①主職務の苦情処理(公正、簡易・迅速かつ無料対応)の他、②プレスの自由と独立の維持向上、③プレス倫理綱領の管理、④プレス倫理綱領の遵守状況のモニター、⑤重大事案に関する職権調査、⑥ジャーナリストの保護、⑦プレスの内部ガバナンス・プロセスの充実の確保、⑧以上の職務の遂行に係る情報の公開等の複数の職務を遂行することを提言している<sup>81</sup>。この提言が実現すれば、

<sup>80</sup> Claude-Jean Bertrand, *Media Ethics & Accountability Systems* (Transaction Publishers, 2000) 128.

<sup>81</sup> 拙著『メディア・アカウントビリティとプレス評議会』(日本評論社、2023年) 229-250、257-279頁。

プレスの表現行為により被害を受けた者（犯罪報道被害者を含む）は、日本版プレス評議会の苦情処理手続（調停・裁定）により実質的な救済（訂正・反論・謝罪報道等）を受けることができる。

一方、放送界には、言論・表現の自由の確保と視聴者の基本的人権の擁護を目的として設置された、業界横断的な自主規制機関であるBPO（放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会、放送と青少年に関する委員会の3つの委員会で構成）がこれまで一定の成果を上げてきた。しかし、BPOは、規制権限の限界（規制の3要素を部分的にしか備えていない）から自主規制機関というより単なる苦情処理機関としての性格が強い上、判断基準が不明確であり、第三者性の惰性に陥っている等の問題点があり、上記の2つの目的の遂行は限定的にならざるを得ない<sup>82</sup>。そこで、筆者は、既に現行のBPOについて、放送界が、放送倫理を違反した放送事業者に対して自律的な対応を求めるにとどまる受動的な苦情処理機関から、上記の日本版プレス評議会（案）と同様の規制力を持った能動的な自主規制機関へと改革することを提言している<sup>83</sup>。この提言が実現すれば、放送事業者の表現行為により被害を受けた者（犯罪報道被害者を含む）は、BPOの苦情処理手続（調停・裁定）により実質的な救済（訂正・反論・謝罪報道等）を受けることができる。

## 2) 当局

### (1) 透明な情報開示

報道機関が公権力の行使に関する事項等の報道に当たっては、当該当局から関連情報の収集が欠かせない。特に、捜査段階の報道においては、警察が主な取材源であり、そのプレスリリース等が取材の起点となる。従って、犯罪報道と警察の姿勢は密接な関係にあると言わなければならない。

ところが、警察は、従来から捜査情報の選別の開示に加え、近年、被疑者や被害者について匿名発表を増やしている。被疑者の実名・匿名発表については、犯罪捜査規範は捜査に関する発表主体（警察本部長や警察署長またはその指定する者）を示した（25条）上で、少年事件の発表

<sup>82</sup> 拙稿「放送倫理・番組向上機構（BPO）の現状と課題——設立20周年を機に」北海学園大学法学研究 59 巻 2 号（2023 年）27-38 頁。

<sup>83</sup> 同上 38-44 頁。

の際の注意（少年法 61 条・68 条と同旨）を規定している（209 条）のみで、成人被疑者に関しては定めていないが、事実上警察の判断に委ねられている。すなわち、警察は、「個々の事件における発表の要否やその内容について、事件の種類、内容、被害者の有無やプライバシーへの配慮、実名報道により得られる公益や捜査に与える影響などが勘案された上で決定」とされる<sup>84</sup>。一方、被害者の実名・匿名発表についても、犯罪被害者等基本法に基づく「犯罪被害者等基本計画」（2005 年 12 月）によれば、「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」とされ、同様の構図になっている。

このような犯罪情報の公表における警察のある種のフリーハンドは、匿名社会化を助長し、あるべき犯罪報道を妨げかねない。警察による実名発表が前提とならない限り、犯罪当事者のアイデンティフィケーションを欠く、正確性かつ客観性を一定程度犠牲にした犯罪報道を余儀なくされるだけでなく、捜査手続等公権力の行使に対する監視に限界が生じるからである。警察は、犯罪という公共の利害に関する事実の透明な情報開示の観点から、法令上特別の制限がない限り、原則として犯罪事実自体と並んで犯罪当事者を特定して発表すべきである。発表された実名を報道するかしないかは、日本新聞協会も主張しているように、各報道機関の自律に委ねられなければならない。ただし、実名報道の結果発生した報道被害については、当該報道機関が責任を負うのは当然である。

## （2）反論権の保障

報道被害を救済する有効な手段の 1 つとして反論権（right of reply）制度が注目される。報道被害者が当該報道機関に対し、反論・反駁の掲載・放送を要求できる権利である反論権は、不法行為の成否を問わず行使できる簡易・迅速な紛争解決手段として、対抗言論（more speech）の法理に最も合致する<sup>85</sup>。そのため、反論権は、犯罪報道被害者にとって

<sup>84</sup> 前掲注 21。

<sup>85</sup> 拙著『報道被害と反論権』（明石書店、2005 年）23-76 頁。

特に有用であると考えられる<sup>86</sup>。

ところが、サンケイ新聞意見広告事件最高裁判決は、「不法行為が成立する場合にその者の保護を図ることは別論として、反論権の制度について具体的な成文法がないのに、反論権を認めるに等しい上告人主張のような反論文掲載請求権をたやすく認めることはできない」と判示しており<sup>87</sup>、学説も反論権について否定的・懐疑的見解が多数を占めている<sup>88</sup>。しかし、筆者は、表現の自由（憲法 21 条）を主観的公権（消極的自由）にとどまらず、客観的価値秩序（積極的自由）の性格を有すると理解し、後者から反論権が導出され得ると考える。立法者は、現代的な表現の自由論に立脚し、反論権の立法を行うべきである。

ただ、反論権は、必ずしも法制度に依拠せず、報道機関の自主規制による実現も不可能ではない。報道界は今後、「反論の機会の提供」を謳う新聞倫理綱領等の倫理規範を厳格に遵守しつつ、前述したように、業界横断的な自主規制機関として日本版プレス評議会（案）の創設と BPO の改革を進め、犯罪報道被害者等の報道被害者が反論報道等の実質的な救済を受けることができるようにすべきである。

### 3) オーディエンス

犯罪報道を含む報道の質は、報道コンテンツの享受主体であるオーディエンスの水準と無関係ではない。例えば、犯罪取材・報道においてしばしば見られるメディア・スクラムやセンセーショナルな報道は、オーディエンス側に一定の呼応があることの表れである。従って、あるべき犯罪報道を実現する上で、オーディエンスが報道を批判的に分析し、その正確性や信頼性を判断する能力であるメディア・リテラシー（media literacy）の向上が欠かせない。高いメディア・リテラシーを持つオーディエンスの存在は、質の高い犯罪報道を促す強い圧力になる。

一方、公正かつ慎重な犯罪報道にもかかわらず、オーディエンスが実名報道された被疑者・被告人を犯人視するのは、刑事手続に対する自身

<sup>86</sup> 例えば、韓国の反論権制度は、一般的な反論報道請求権の他、犯罪報道により被害を受けた被疑者・被告人の救済を目的とした追後報道請求権を設けている。

<sup>87</sup> 最判 1987・4・24 民集 41 卷 3 号 490 頁。

<sup>88</sup> 拙稿「反論権をめぐる国際的動向と日本の課題」韓永學他編著『権力 vs 市民的自由』（花伝社、2018 年）58-64 頁。

の無知によるものである。報道機関が被疑者・被告人を犯人視する報道は回避されなければならないが、犯人視報道がないところで、オーディエンスが被疑者・被告人の逮捕時、起訴時、公判時等において当該個人を犯人と思い込むのも排除されなければならない。オーディエンスは無罪推定原則の理念を理解した上で、犯罪報道に接することが求められる。

## 結びに代えて

以上、本稿は、被疑者・被告人の氏名等のアイデンティティーに関する報道を中心に犯罪報道の在り方について検討した。現在、日本の殆どの報道機関は、実名報道主義を採用しており、犯罪報道において、被疑者・被告人について「原則実名・例外匿名」報道を行っている。裁判所は、犯罪報道における被疑者・被告人の特定を「犯罪ニュースの基本的要素」、「公共の重要な関心事」と捉えており、当該個人の社会生活上特別保護されるべき事情がない限り、実名報道を許容する傾向にある。一方、学説は客観的な事実の記録を重視し、実名犯罪報道を擁護する実名報道主義者と、実名犯罪報道の問題や弊害を批判し、匿名犯罪報道の導入を主張する匿名報道主義者との激しい争いがある。

筆者は、ジャーナリズムの本質や、犯罪報道の位置付けと意義に鑑み、犯罪報道において、被疑者・被告人については「原則実名・例外匿名」報道が妥当であると考える。ただ、現在の犯罪報道をめぐるのは、報道機関、当局、オーディエンスの三者はそれぞれ課題がある。まず、報道機関は、犯人視報道等を回避し、公正かつ慎重な犯罪取材・報道に注力しながら、犯罪報道被害者の苦情に対応する等、アカウントビリティを履行しなければならない。次に、当局は、犯罪という公共の利害に関する事実の透明な情報開示の観点から、原則として犯罪当事者を特定して発表すべきであり、立法者は、犯罪報道被害者等の救済手段として、反論権の立法を行うべきである。さらに、オーディエンスは、メディア・リテラシーを向上させ、報道機関に質の高い犯罪報道を促すべきである。

## A Study on the Identification of Suspects and Defendants in Crime Reporting

Young-hak HAN

This study aims to examine the proper crime reporting, focusing on publishing the identities such as names of suspects and defendants. Currently, most news organizations publish the identities of suspects and defendants in crime reporting in Japan. The courts consider the identification of suspects and defendants in crime reporting as 'a basic element of crime news' or 'an important public concern' and tend to allow such a report unless there are special circumstances to be protected in the social life of the individuals. On the other hand, there is a fierce conflict between those who advocate for publishing the identities of suspects and defendants in crime reporting and those who oppose such a report. The former values objective factual records, while the latter criticizes the problems and harmful effects of publishing the identities of suspects and defendants in crime reporting.

In view of the nature of journalism and the positioning and significance of crime reporting, I think it is appropriate to publish the identities of suspects and defendants, with some exceptions. However, when it comes to current crime reporting, news organizations, authorities and audiences have their own challenges. First of all, news organizations must avoid presuming the suspects or defendants as the criminals, focus on fair and careful crime coverage and reporting, and fulfill their obligations of accountability by responding to complaints from victims of crime reporting. Next, the authorities should, in principle, identify and announce suspects and defendants from the perspective of transparent disclosure of facts concerning the public interest of the crime, and legislators should legislate the right of reply as a remedy for victims of crime reporting, etc. Finally, audiences should improve media literacy and urge the news organizations to provide high-quality crime reporting.

